

ウイーンの公共住宅建設〔I〕

—地域論の視角から—

内田忠男

はじめに

1952年 ILO（国際労働機構）第44回総会は住宅、特に労働者住宅に関して以下の勧告を発表した。「労働者の住宅は彼の幸福において最も重要な要素の一つである。そこで彼は時間の多く——恐らくは大部分を費やし、そこで彼の家族が成長する。住宅の良否は決定的な重要性をもつ。住宅の過密居住は家族の調和を阻害し、教育に悪影響を与える。労働者自身はどこかへ逃避しようとし、その所得を彼と彼の家族にとって有害なやりかたで消費することがしばしばある。家族における文化状態、道徳的性格および一般の情緒的雰囲気は少年の前途を形成する要因である。労働者の家庭の文化的意義は家族の範囲外にはるかに延長している。労働者の住宅の標準以下の状態は、地域社会および全体としての社会の健康、道徳および平和にたいし重大な影響を及ぼすものである。青年労働者が住宅不足のために結婚できないことは、いやでも不調和、不道徳、挫折、不幸の形で犠牲を招く。地域社会の人びとの大部分が貧民窟の状態で居住することをよぎなくされている社会は、労働者の尊厳を傷つけ、彼の子女に自尊心をうえつけることを妨げる。自尊心と尊厳を確保するには、人は多少でも自尊心をもちうる家庭と地域社会をもたねばならない¹⁾。」

今から32年前、アメリカ合衆国をのぞけば、まだまだ「戦後」であって復興が焦眉の急の課題であった時点で、現在の我々にとって痛切な問題群がこのように的確に指摘されていることに驚かないわけにいかない。GNP世界第二位となつても「ウサギ小屋」の評価しか受けえな

い貧困な住宅諸条件とそれに加えて劣悪な通勤、通学諸条件をはじめとする問題群、それに住居の環境等の貧困な状態のなかにあって国民総ストレスと言わねばならない今日、この勧告は今日発表したものとしても決して古くないどころか、全く今日的、緊急的提言とよんでも間違いないところであろう。

実際のことろ1982年、ILO勧告から30年たった時点での日本では次のような声明文を掲げて「日本住宅会議」が発足しなければならなかつたのである。

「人間にふさわしい住居と環境を求めるることはすべての国民の基本的権利である。国民がおかれていたる貧しい居住条件を直視し、住宅問題の本質を解明することは、今日全国民が取り組むべき焦眉の課題である。私たちは、人間の尊厳を守れるような住宅と環境の早急な実現を求めるために、国民の英知の結集を願っている²⁾。」そして「日本住宅会議」への参加のよきかけ文は今日の問題症候群を以下の如く平明に描き出している。すなわち、「第二次大戦で焦土化したわが国も、いまでは『経済大国』を誇るようになりました。しかし、国民の住居は、外国からの『ウサギ小屋』という指摘を待つまでもなく、豊かさとはほど遠い状態にあります。狭い家と危険な住環境のもとで、子どもたちは心もからだも元気に育つことができないであります。老人は、こころ安らかに住める場所を探せないでいます。ローン返済に疲れ果てての一家心中という悲劇も起きています³⁾。」

何故に「ウサギ小屋」と酷評されるまでの劣悪無残な住居条件が、そしてその「ウサギ小屋」でさえもが人々を圧倒し人々を潰すほどの重荷

となる事態が、今日に至るまで再生産されつづけられてきたのか。GNP 優先の政治、経済、いな GNP 世界第二位こそがそれらを生みだしたのだとするのは、あまりに短絡で、もっと入りこんだ複雑な論理の道程が必要であろう、が少なくとも言えることは、日本の戦後復興、経済振興それに高度成長を進める際に ILO が提起していた勧告が優先順位に入らなかったということであろう。國家の責任として国民の住宅問題は閑視されてきたのだといつても、今日の結果から言って間違いではない。劣悪な住宅事情が招きよせる問題群を総括的に叙述した『住宅貧乏物語⁴⁾』の著者、早川和男氏は近著『日本の住宅革命』で、「戦後の住宅政策は個人の能力による持ち家建設が中心で、公営や公団などの公共住宅はほんの少しあしか建築されなかった。日本全体の住宅のなかで公営住宅5.3%，公団2.2%，そのほかに母子住宅などの福祉住宅がほんの少しづつあるだけである⁵⁾」と指摘されている。国民の住宅、暮らしの中心としての住居の充実の問題は、政府の負わねばならない課題だとはされてこなかったのである。「住宅政策を産業、金融政策、労働力確保の手段などと考え、人間のための政策と考えてこなかったことが、今日の事態を招いた原因である⁶⁾」のだが、しかし、その事態を継続させてきた、許し赦してきたのは国民自身の問題でもある。早川氏は以下の問題提起をされている、「確かに日本人の住宅は貧しいと、だれもが思っている。だから世論調査をすると、住宅問題はいつも解決したい項目のトップグループに入る。しかしそれでは、政府に強力な住宅政策を要求する運動が起ったことがあるかといえば、まったくない。政党が国民の支持を得るために、総選挙の重要な柱に住宅政策をかけて争うということも聞かない。労働組合は、賃上げ闘争には熱心であるが、住宅要求運動に組織をあげてとりくむといったことも聞かない。

これだけ貧しい住生活を強いられながら、なぜそれを改める強い運動が、国民のあいだから起こってこなかったのだろうか⁷⁾」と。

氏はその回答として「人間にとての住宅の

重要性が、日本人には本当にわかっていないからだ」とされ、日本人の「人間軽視、人権意識の希薄さ」、「人権と住居の関係の無知」に淵源があるのでないかとされている⁸⁾。

そうしてこれらとの関連から早川氏は、シャルル・ジード (Charles Gide, 1847-1932, フランスの経済学者)、ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-1873, イギリスの経済学者)、それにロバート・オーエン (Robert Owen, 1771-1858, イギリスの社会主義者) のそれぞれ住宅についての所説をあげて、住宅と人間の生活の関係の理解がヨーロッパではどうであるかを述べられる。また高邁な思想家だけでなく、最近の政治家たち、たとえば、イギリスのチャーチル (Sir Winston Leonard Spencer Churchill, 1874-1965, 第二次大戦時のイギリスの首相)、アトリー (Clement Richard Attlee, 1883-1967, 第二次大戦後の労働党内閣の首相)、ドイツ連邦共和国のアデナウアー (Konrad Adenauer, 1876-1967, 第二次大戦後の首相) らもこの点では同一であって、「ヨーロッパの国民と政治家には、住居を政治の中心に考える考え方方が強い⁹⁾」のである。日本の国民そして政治家の間に貧しい住居思想しかないことが今日の問題群をうんだ原因の一つであるという指摘だとみてよいだろう。

しかし、ヨーロッパと日本をこのように対立的、二元的に考えるのは、修辞、強調のためによるのだとしても、いかがなものであろうか。もちろん早川氏もこれを宿命的でゆるがぬもの、不動のものとされるのではないであろう、住思想の貧困を説かれるのは啓蒙のためであろうから。ヨーロッパの進んだ住居思想も、歴史的に形成され、育まれてきたものであり、歴史の産物、可変物であると考えなければ、啓蒙の意味はなくなってしまう。

私はこの問題意識から、日本のではなく、ヨーロッパの住居思想、住居意識の形成過程の一端を辿ってみたいと考え、以下「進んだヨーロッパの住居意識」の形成に一定の役割を果たしたと考えられる壮大かつ大規模な公営住宅建設の事業を、地域論の視角も含めて紹介してみたい。

取り上げる対象、地域は、両大戦間のヨーロッパは中欧に位置する新生オーストリアの首都ウィーン市の公営住宅建設事業、いわゆる「赤きウィーン」のモニュメントである。

- 1) ILO 第44総会勧告(1952)、早川和男、『日本の住宅革命——ウサギ小屋からの脱出』、東洋経済新報社昭和58年 61ページから引用。
- 2) 早川、前掲書 219ページより引用。
- 3) 早川、前掲書 220ページより引用。
- 4) 早川和男、『住宅貧乏物語』岩波新書 1979年
- 5) 早川、『日本の住宅革命』、39ページ。
- 6) 早川、『住宅貧乏物語』188ページ。
- 7) 早川、『住宅貧乏物語』ii ページ。
- 8) 早川、前掲書iii ページ。
- 9) 早川、前掲書186ページ。

I

昭和53年1月の朝日の紙面に「カール・マルクス館を訪う」と題した荒畠寒村氏のウィーン来訪記が載っている¹⁾。その副見出しには「要塞と見まがう建物——『古戦場』いまは、共同住宅」とあり、稿のなかで、氏はウィーンのこのカール・マルクス館を訪れるることは年来の夢であったとされる、何故なら氏は「今まで、ここを館の名称からも連想されるように、オーストリア社会民主党の本部だとばかり思っていた」から、またここは1934年反ファシスト闘争の輝かしい歴史の一ページを刻みこんだ歴史的遺跡であると考えられていたから。これらは、特に前者は、この稿の後で述べられているように間違いであった。

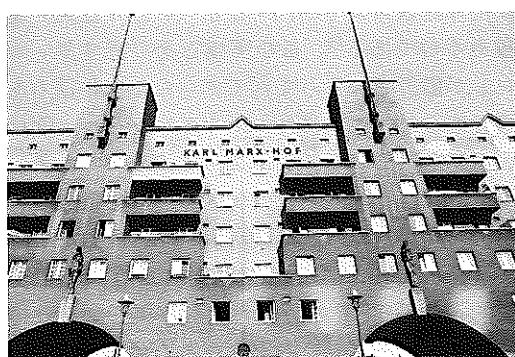
カール・マルクス館すなわちカール・マルクス・ホーフ (Karl Marx Hof) は写真にみる偉

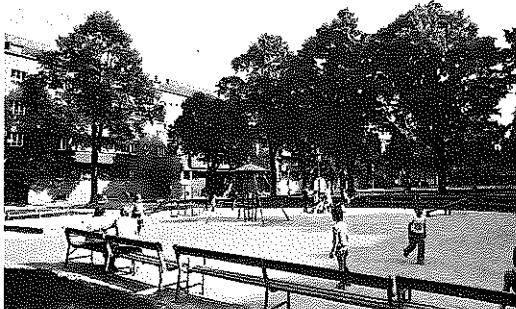
容を誇る建設物であるが、「実は現に居住者五千を算する普通の共同住宅だった」のである。これは氏の思いこみの誤りであったが、副見出しの「『古戦場』いまは共同住宅」は編集部の犯した誤りである。カール・マルクス・ホーフは本来「普通の共同住宅」であり、「共同住宅」であるが故に労働者が拠点として闘う「古戦場」となったのであり、正しくは「いまも共同住宅」とあるべきなのである。

瑣細な記事の誤りを取りあげてくだくと思われるかも知れない。がしかし、このカール・マルクス・ホーフこそ、反ファシズムの「古戦場」としてだけ民主主義擁護の歴史に、労働者、社会主義運動史上に著名な建物、史的モニュメントとあるだけでなく、両大戦間、共産主義・コミニテルンの牙城「赤きモスクワ」に対して社会民主主義・社会主義労働者インターナショナルがその飾り窓とした「赤きウィーン」の、いわば象徴的存在、ウィーン市政を牛耳ったオーストリア社会民主党をよぶ別称としてのオーストロ・マルクス主義の体現、眞髓だったのである²⁾。

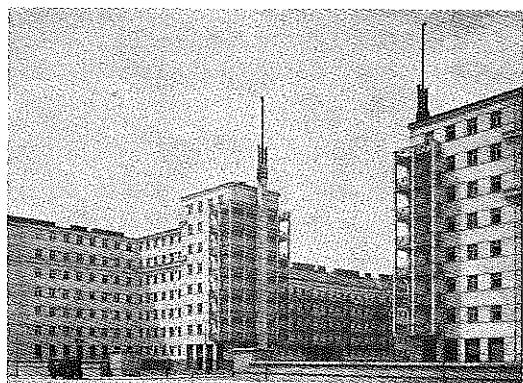
荒畠寒村氏の筆によれば「一翼の長さ約一千メートル、要塞と見まがうような巨大な建物」であるカール・マルクス・ホーフは1930年に完成したウィーン市営公共住宅で、「スーパーブロック」と呼ばれる壮大な公営住宅群の一つであるが、1947年第二次大戦直後社会主義者の手に戻ったウィーンを祝って刊行された『赤きウィーンのアルバム³⁾』の解説文によれば以下の如くである。

「社会主義者（によって統治された）ウィーンの最大かつ最も代表的な住宅建築物は科学的社会主義の創始者、カール・マルクスを記念して建設された。この素晴らしい建物の前面は1,000mに及ぶ。通路、遊戯場それに庭園は12万7千平方メートルである。総面積の18.4%のみが建築面積である。素晴らしい明るい、太陽がいっぱいの、1,400世帯の住居が建造されている。居住者の身体的精神的要求を配慮して幼稚園が二ヶ所、中央洗濯・乾燥所それに公衆浴場がそれぞれ二ヶ所、歯科診療所、母子診察所、図書





館、ユース・センター、郵便局、健康保健センターそれに薬局がそれぞれ一ヵ所、加えて25軒の商店が付帯している⁴⁾」巨大団地である。1,400世帯をかかえる団地は、今日の日本の近郊都市の公団・公営住宅団地ではもう珍しくもないもので、量的には少ないとさえ言えるが、ホーフ（中庭）がついていることから理解されるように、カール・マルクス・ホーフは中庭を広く取りこんだ切れ目のない一つながりの1個の建築物群の一つにすぎないのであり、反ファシズムの「古戦場」としても唯一なのではなく、これまた one of them にすぎないことに留意してもらいたいのである。ドナウ河をこえて広くひろがる労働者住居地帯フロリーズドルフ (Floridsdorf) とウィーンを結んでかかるフロリーズドルフ橋の袂に位置する、ウィーン第20区ブリギッテナウの「エンゲルス・ホーフ Engels Hof」(言うまでもなくあの Friedrich Engels を記念するものである)は、1,453世帯、南の労働者街・工場街である、第10区の Favoviten の「ワ



Engels Hof

シントン・ホーフ」は1,084世帯と、カール・マルクス・ホーフを凌駕あるいは匹敵する、これまた要塞的市営住宅なのである⁵⁾。(付言すれば、1934年労働者が武器をもってオーストリアのファシズム的要種・クレリコ・ファシズムに抵抗した蜂起〔1934年2月12日から16日〕の後、ファシスト、ブルジョア陣営から、拠点となつた公営住宅は、ウィーンの社会主義的市当局がもっぱら軍事的戦略的考慮から配置、建設されたものだという説明が流された。)

しかし「象徴」とは言っても、このホーフはスーパープロックとよばれる巨大市営住宅なのである。実際たしかに「赤きウィーン」の象徴とされるにふさわしい赤レンガの外壁が延々と1キロも続く「要塞と見まがう」市営住宅であり、一つの都市そのものなのである。ウィーンの市電がベートヴェンの遺書で有名なハイリゲンシュタットへ走る途中、カール・マルクス・ホーフの前面に三ヵ所も停留所を設けているほどに長大なのである。

しかしウィーンの公営住宅はこうした巨大建築ばかりでできているわけではない。市内には点々と、後述するように用地が手に入ったところではどこでもといった感じで、中小規模の建物として公営住宅があり、又都心をはずれた郊外、それもドナウ河ぞいの平地、ウィーンの森にはテラスハウス風の公営団地のものも存在する。

規模、形態はそれぞれ相異なるにせよ、ウィーンに今日存在する市営住宅はかなりの所実に1923年から33年まで僅か11年間に精力的に建てられたものであって、この間に建てられた市営住宅は総数およそ6万5千世帯（6万5千住居）を数えるのである⁶⁾。この実績こそ「赤きウィーン」が勤労者にとって何であったかを物語るものであった。これにオット・グレッケル (Otto Glöckel, 1874-1935) によって進められた教育改革、ユリウス・タンドラー (Julius Tandler, 1869-1936) の社会保健福祉事業⁷⁾、それに M・アドラー (Max Adler, 1873-1937) の社会主義的人間形成⁸⁾」の労働者教育事業を加えれば「赤きウィーン」の内実となるのである。

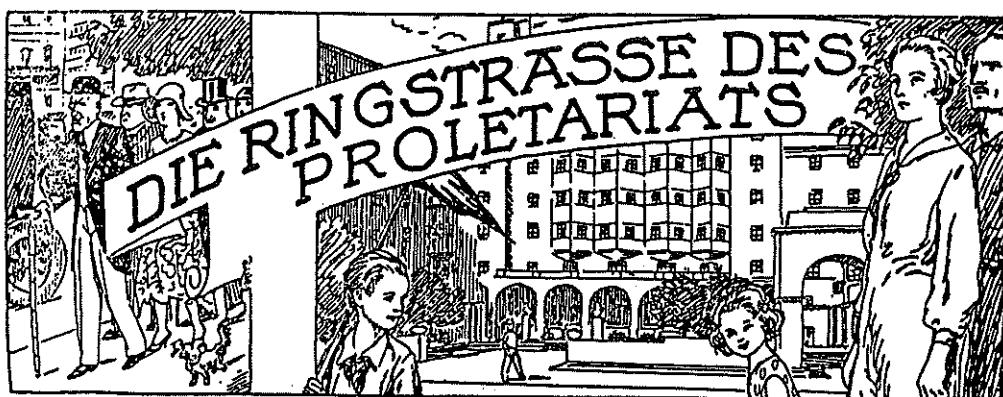
荒畠寒村氏をして老齢の身をウィーンに駆りたてたものは、この「赤きウィーン」、その成果と栄光なのである。(ここでは抵抗、反ファシズム闘争の面には入らないことにする。この抵抗、蜂起の歴史については拙稿が扱っているが、まだ継続中である¹⁰⁾。) この「赤きウィーン」を可能としたものは「ウィーンの奇蹟」とさえ呼ばれた、世界最強のオーストリア社会民主労働者党の組織された力であった¹¹⁾。それは驚くべきものであった。オーストリア社会民主労働者党(以下 SPÖ [Sozialdemokratische Arbeiter-Partei Österreichs] あるいは社会民主党と略記)の党員数は両大戦間で最大となった1929年12月を例にとると、71万8,056名、その時点でおーストリアの20歳以上の成人人口は403万7,012名であるので、SPÖはその約17.8%を組織していたことになる。5人に1人は党員なのである。牙城ウィーンでは更に凄い。成人人口131万3,435名中党員は41万8,055名、実に32%を、三人に1人を組織していたのである。この力量でもって30年の国会選挙では、全体で42.75%の得票率を得ていたし¹²⁾、大恐慌の到来、1927年の騒擾後の混乱と党勢の退潮という handicap の下で行われた、民主主義体制下の最後の選挙となつた32年4月24日のウィーン州・市自治体選挙でさえ有効投票115万8,308中、68万3,295票、59%を得てウィーン市政は社会民主党が第一次大戦後から一貫して引き続き牛耳るところだったのである¹³⁾。

「ウィーンの奇蹟」とはこの組織された力をそ

れに SPÖ の統治するウィーン市政であった。ウィーン出身のジャーナリスト、A・シュトゥルムタールは『ヨーロッパ労働運動の悲劇』に於いて社会民主党下のウィーンを以下のように活写している。

「彼らは資本主義国オーストリアの内部に彼ら独自の一世界をうち建てることに、ほとんど完全に成功していた。ある人が同党にひとび入党した暁には、彼は仕事の時以外には中産階級の世界とは接触を持つ必要がなかった。彼は社会民主党市政当局が建てて管理している家に住み、すべての必需品を社会民主党の共同組織で購入し、リクリエイションの時間を社会民主党の文化組織で過ごし、その最後には、社会民主党の運営する協同葬儀団によって葬ってもらうことまでできたのである¹⁴⁾」と。両大戦間のこのウィーンを識るには『オーストリアの労働者文化 1918-1934。我々と共に新しい時代が¹⁵⁾』と題した、展覧会のカタログが図面、写真ともに豊富で最適であるが、そこからシュトゥルムタールのいうもう一つの世界を示すものを取りだせば、下図であろう。戦前のブルジョアのウィーンを象徴するものは何といつてもリング(Ringstraße)であるが、労働者のリングは公営住宅のスーパーブロックなのである。こここそ労働者の力と威厳を誇示する場所なのである。

さて「ゆりかごから墓場まで」という福祉国家を言うスローガンは、第二次大戦後のイギリスをまつまでもなく、両大戦間のウィーンが実



現していたのである。ウィーンをこの期に特派員としてながく経験した「内幕」ものの著者J・ガンサー(John Gunther 1901-1970)はその「福祉国家ぶり」を次のようにまとめている。彼によればウィーンは「恐らく世界で最もうまく行っている都市であった。ドラコ的(きびしい)ながらも巧妙な税制によって、彼らは量的にも質的にも無類の温情的改革を行うための財源を調達した。彼らは健康診療所、浴場、体育館、サナトリウム、学校、幼稚園および宏壮な陽当たりのよい住宅を建てた。それらの住宅は、贅を尽くしたとは言えないまでも、体裁よく清潔で、6万世帯——社会民主党員の家族たち¹⁶⁾——を収容することができた。彼らは貧民窟を一掃し、結核羅病率を激減させ、余裕のある金持ちから金を徴集して、それを然るべき貧乏人のために使ったのである。ウィーン社会民主党的業績は、戦後期のヨーロッパ各国を通じて最も揚々たる社会的偉業であった¹⁷⁾」と。

この「偉業」を毀譽褒貶とりませて「赤きウィーン」と呼ぶこととなったのである。

そしてその体化こそ市営住宅、なかんづくカール・マルクス・ホーフであった。

では何故に市営住宅が、市営住宅建築が「赤きウィーン」そのもの、その結晶として広汎な人々によってうけとめられていたのであろうか。それにはまず第一次大戦前のウィーンの住宅事情の知識が不可欠である。次章では、戦前の劣悪な労働者住宅の様をみてみることしよう。

- 1) 荒畠寒村、「カール・マルクス館を訪う」、『朝日新聞』、昭和53年1月10日夕刊
- 2) この期のオーストリア社会民主党については拙稿を参照されたい。内田忠男、「オーストロ・マルクス主義、—その略史と文献」、『岐阜経済大学論集』第15巻 第3号
- 3) *Album vom Roten Wien*, Wien 1947.
- 4) Ebenda, S. 120.
- 5) Riemer, Hans, *Ewiges Wien*, Wien 1945, S. 42.
- 6) *Mit uns zieht die neue Zeit. Arbeiterkultur in Österreich 1918-1934*, Wien 1981, S. 68.
- 7) 最近の紹介では手塚氏のものがある。手塚甫、「オットー・グレッケル・オーストリアにおける教育改革の試み」、『光芒の1920年代』朝日新聞社、1983

年 356-368ページ

- 8) Vg. m. Riemer, Hans; *Ewiges Wien. Eine Kommunalpolitische Skizze*, Wien 1945 S. 33-39
- 9) Adler, Max; *Neue Menschen*, Berlin 1924.
- 10) 拙稿「オーストリア：1934年2月12日——ベルナシェクと共和国防衛同盟(1)」、『岐阜経済大学論集』第12巻 第4巻 昭和53年
- 11) A. シュトゥルムタール『ヨーロッパ労働運動の悲劇I』神川・神谷訳 岩波書店 1958年 Sturthal, Adolf; *The Tragedy of European Labor*, New York 1951
- 12) これらの数学については、SPÖの年鑑, *Jahrbuch*, 1929年, S. 78から取っている
- 13) *Jahrbuch* 1930. Wien 1931. S. 232
- 14) A. シュトゥルムタール, 前掲書, 21ページ
- 15) この章の註(6)
- 16) 勤労者のなかでの圧倒的な組織・支持者を考えれば、こうも言えるであろうが、党员でなければ入らなかつたわけではない。この問題(党员と非党员の差別があったかどうか)についての判断の一つを後述するグリックの著書が与えている
- 17) Gunther, John, *Inside Europe*, 1940. P. 280. A. シュトゥルムタール, 前掲書, 27ページより引用

II

「労働者の賃金はわずかで、そのため労働者の住居は小さく劣悪である。労働者の賃金はただ一人の(ためだけの)賃金(blosser Ein-Mann Lohn)で、家族賃金ではない、そのため労働者家族はただ1人でさえ窮屈な空間に居住する。労働者を充分に搾りつくした搾取者は部屋を貸さねばならず、労働者も部屋を借りねばならない(これは言葉のアソビで貸すvermietenには人に奉仕するの意味があり、借りるmietenには人を雇うの意味がある。したがって支配、服従、強者、弱者の関係にあるものが、部屋の貸借の語では、その意味の上だけでその力関係が逆転あるいは転倒する。これを利用した皮肉なシャレ——内田)。そこで労働者住居は需要と供給の力関係で人員過剰の伝染病の流行する場所となる。

一般的な住居費騰貴にくわえてプロレタリアートにはなお住居の貧困がやってくる。あまりに狭く、あまりに人でごみごみとした、不健全で悪臭にみちた住居、又借人と木賃宿、男女の混・雑居、数家族の雑居、口論、あやまち、婚姻悲劇が!家屋管理はより一層快適なもので

なくなり、労働者用住居建築はより一層不振となるのがその結果である。

そうしてもし国家と自治体が建築及び衛生規制でこれらに関わるとすると、もし彼らが経済諸力の自由な動きを単に官庁的な禁止令だけによって規制しようとする、もしまだ住居の貧困を刑罰的諸規定でもって改善せんとしあげるなら、その時甘い汁を吸ってきた搾取者はもはや望みどおりにはならない、——何故なら彼は自分と自分の債権者のために二重に利をあげねばならないのだから——、そこで労働者住宅一般はもはや建設されず、住居不足が始まるのである¹⁾。」

カール・レンナーは以上の如く戦前の労働者の住宅問題を説明しているが、この叙述を手がかりに住居事情をみてみよう。

まず賃金と住居費の関係から始めよう。証言の一つはこうである。「より小さくなり、より劣悪となればなるほど、住居の実際の価値と比較して要求される家賃は一層より高いものとなる。労働者や事務職員は彼らの収入の1/5、しばしばそれ以上の1/4さえこえる家賃を支払わねばならなかつたが、その住居は決して最小限の衛生上、健康上の要請さえ満たすものではなかつた²⁾。」

1870年代の「創業期」=「ウィーンのリングシュトラーセ時代」は、ハプスブルク家の領土の各地方から労働力を吸引したが、創業期つまり高度成長期の金融利子率は当然に高く、未熟練な低賃金労働者用の住居建設は利子を越える利潤を住宅産業にもたらすとは考えられもしなかつたから、大変な労働者・勤労者住居不足がウィーンの特徴となつたのである。1890年から1900年の間にウィーンの人口は22%増加し、136万4千人から167万5千人にはねあがる、ここから収入の1/4~1/5を要求する借手市場・需要オーバーのウィーン住居事情が生じたのであった。

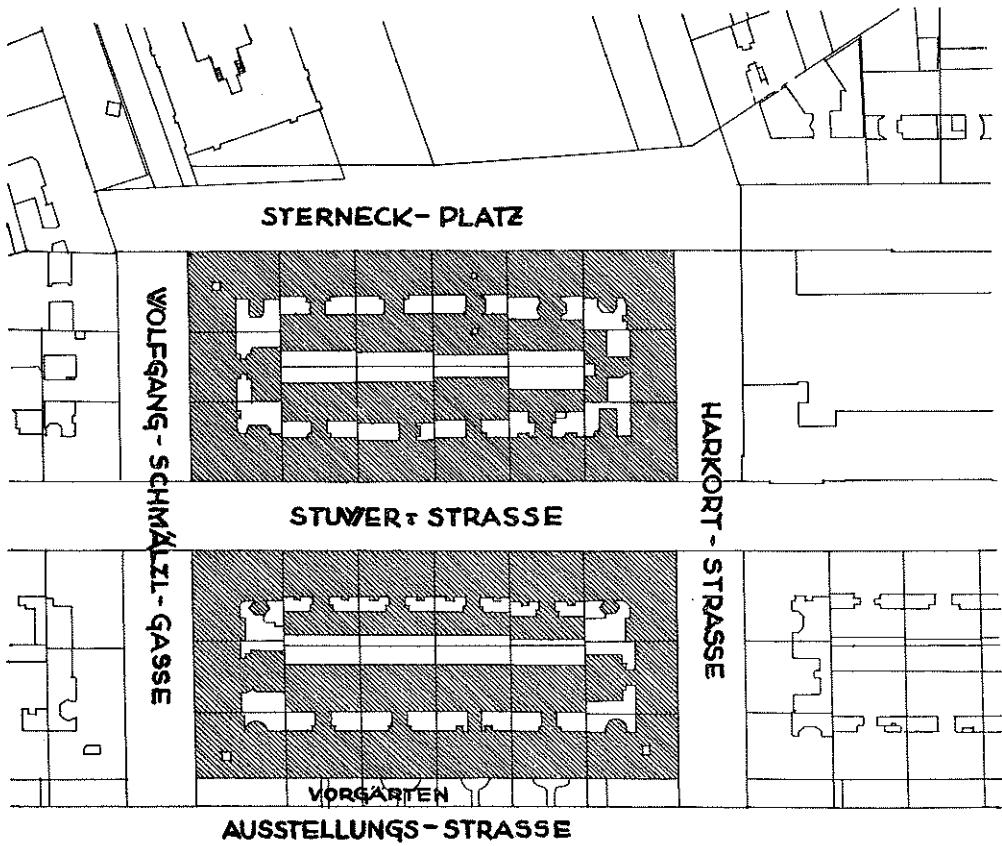
加えて住宅建設に妨害的に働いたものは、高度成長期の日本と同様、都市の急激な膨張がひきおこす地価の高騰であった。

「1890年から1900年の十年間に土地を所有し

ていた土地投機家たちは1,000から1,200%の利潤を確実に手にした。前世紀の最後の15年間建設用地をもっていたやり手達は2,400~2,900%の利益を得た³⁾。」

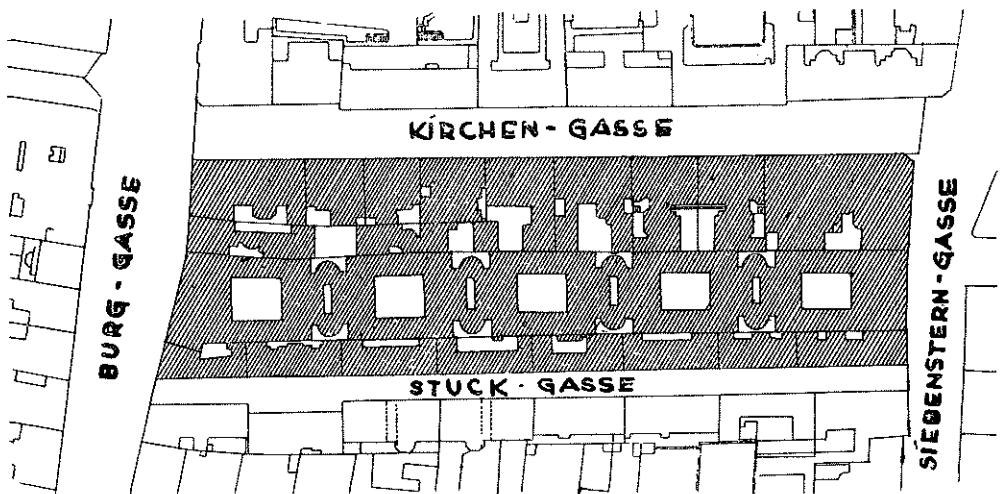
この土地の暴騰から過密住宅化が必然となるのであるが、これを許していたのは膨張期以前の建築規制の存続であった。1829年、1856年、1868年の建築規制をそのまま踏襲したにすぎない1883年の規制は、建蔽率を85%まで許し、地下室をも居住空間とすることを認めていた、又それに面する街路の幅にしたがって建築物高が定められるという当然の配慮もなされていなかった。ここから縁も空間もない過密な住宅、狭い陽当たりもない、空気の流れえない住居といった住環境が遍在することとなつたのである。図1、図2はその例である。この狭い劣悪な住居に、高家賃をおぎなうためになお借間人、あるいは寝台だけの又借人をいれる悲惨さがウィーンの労働者住居に多かったのであるが、しかしどの程度狭く、劣悪・不健康な住居条件であったかを識らないと、その程度が実感されないだろう。

グリックによれば、ウィーンの労働者の典型的な住居は、まず世帯(住居当たり)4.51名(1900年)、1部屋と台所から構成されている(図3は以下の描写的理解をたすけるであろう)。「建物の中庭(図1、2にみるように中庭というよりは単なる通気口に近いのであるが)に面している各階の廊下(Gang)に向かって開いている10から15、時にはそれ以上の台所のドアが並ぶ、だから通常台所(Küche)には直接に光(Lichte)がさしこむことはない。台所からドアと20m²ほどの部屋(Zimmer)となる。通常は2つ、稀にはそれを超えるが、各階ごとに一つの窓しかない。ウィーンではカビネットと呼ぶ付属的な狭い部屋(図面ではKammerとしてでている——内田)がある。廊下に沿って便所が2・3個所、共同で利用される。各階の借家人全体が利用する水道の蛇口がある⁴⁾。」1917年の家屋調査によれば、この台所、1部屋、傍部屋の小住居が40万6千戸、ウィーン市の住居の73.21%をしめるのである(傍部屋もカビネットとよばれるが、窓は



Beispiel einer Verbauung aus der Vorkriegszeit, II. Bezirk.

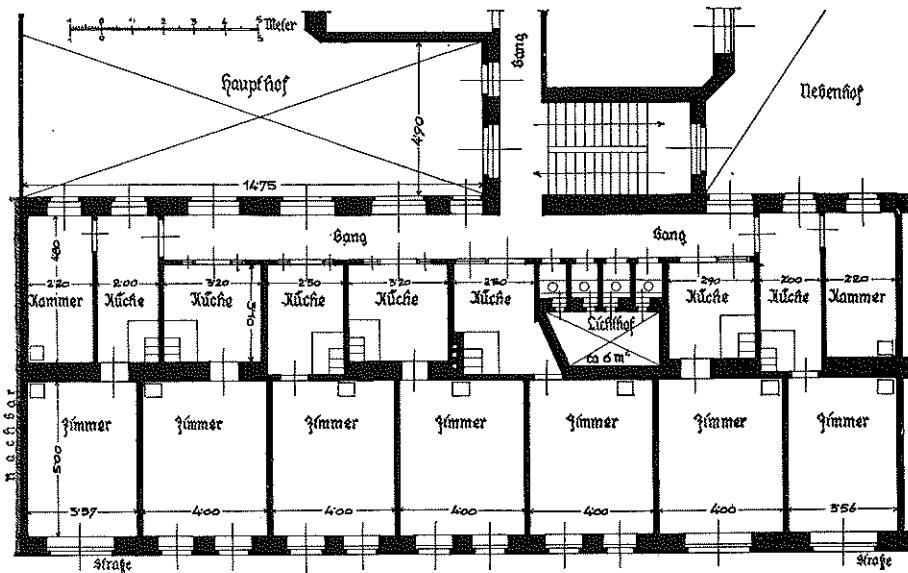
図 1



Beispiel einer Verbauung aus der Vorkriegszeit, VII. Bezirk.

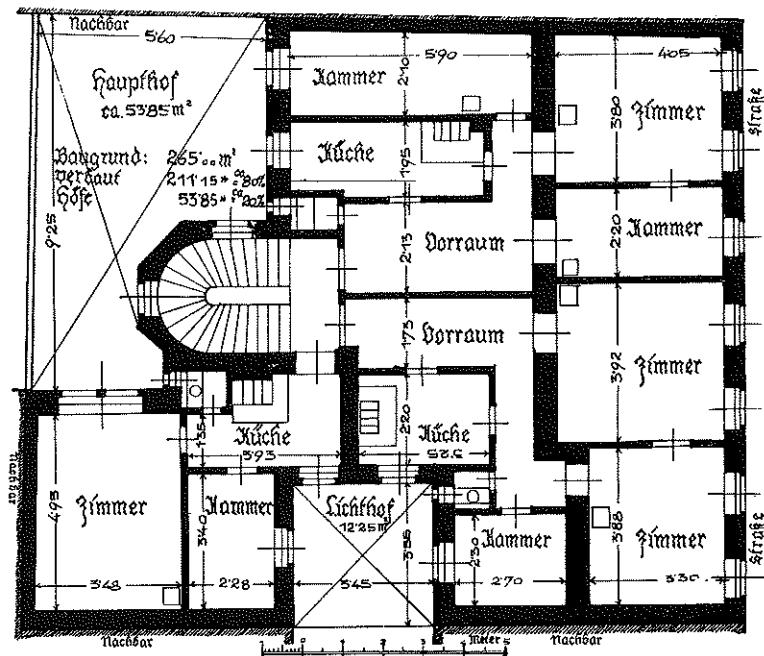
図 2

ウィーンの公共住宅建設〔I〕(内田)



Grundriß eines Wohnhauses der Vorkriegszeit mit indirekt belichteten und belüfteten Gangküchen und aneinandergereihten gemeinsamen Aborten.

3



Grundriß eines Wohnhauses der Vorkriegszeit mit Ausschrottung des Baugrundes, kleinem Haupthof und Lichthof, in die Wohnräume, Küchen und Aborte münden.

4

1つしかなく勿論空気の流れは悪く暑苦しいもので通常の部屋 Zimmer の半分の価値しかないとされていた。)

図4にみる玄関の間 (Vorraum) それに2部屋 (2つの Zimmer か1つの Zimmer+2つの Kabinett) といった、ウィーンの基準では小中間住居 (Kleine Mittelwohnung, ちなみに上にみた1部屋+1Kabinett, つまり 1 1/2Zimmer 以下は Kleinwohnung とよぶ。) は 9.35% だから、1K から 2DK と日本なら呼ぶ住居が、ウィーンの住宅の 82.56% を占めるのであった。しかも小住宅 (Kleinwohnung) には台所がないものも 15% (6万世帯)、またカビネットさえないものも多かった(文字通りの 1K, それに 4 人以上が住むのだ)。それに図3・4で気づくように浴室は小住宅には全く普遍的に付属していなかった。「ガスあるいは電気による照明はウィーンの小住宅にはまったく稀にしか引かれていなかった⁵⁾」し、前に述べたように上・下水道施設はなかった。廊下での共同施設を利用しかない。

台所に直接光が、外気が入ることはなく、カビネットには流れる風もなく、「熱い太陽がてりつける日にはエジプトの暗黒の部屋もかくやという思いがした⁵⁾」。日本の戦後の木賃アパートさえ、まだしもと言わねばならないが、この劣悪な住居に収入の 1/4 から 1/5 までをも家賃として支払わねばならないのだからふんだりけったりである。苦しまぎれの又貸し(借室人、借寝台人)は尚住居条件を劣悪化し、自らの首を、胸をしめるものとなるのである。

ところが、こうした労働者の血と汗の結晶を懷へしまいこむ、労働者にとって呪詛的となっていた家主の、さらにその上をゆくのが政府及びウィーン市当局、それに銀行等金融機関であった。この家賃の 40% 以上を政府及び市が家賃税として徴集し、家主は 5~6% を管理費として支出、7~10% を維持費として支出し、残る 44~48%、これを丸ごと利潤として取得しうるのかと言うと、そうではなく、ここからおよそ半ばを(住宅を買いたい人の借金) 抵当債務の支払いにあてねばならず、しかも家主層が抵当債務として全体としてかかえている債務はウィー

ンの住宅の価値総額の 50% を占めていたのである。さてそこで家主の手元に残る 20% 強の利潤は、運用される資本にたいして、社会的に過度、法外なものではないと評されたのであった⁶⁾。

とは言え店子にとってみれば月収の約 1/4 から 1/5 までを家賃としてもぎとてゆくのは、大家・家主なのだから、生活難・劣悪な住環境への呪いは彼らに向ける以外にない。床借人 Bedtenant を入れて⁷⁾、またただでさえ狭い部屋を更に狭く居心地いものにせざるを得ないという悪循環は、所有主への敵意ではけ口をみいだすのである。大戦後ウィーンでの力関係が大きく変化したなかにあって、勤労者、SPÖ が家主の所有権行使を制限した借家人保護法に強く固執したのも、もちろん経済的な要因が大であるにしても、かなりがこの「敵意・憎悪」に由来するとされるのである⁸⁾。

戦後の事態は後述することとして、本題へ戻れば、劣悪狭隘な住居、高家賃がもたらす貧しい食生活それに大量の新規労働者を吸収した工場、事業所、商店群の同じく貧困な労働環境と労働条件から必然的に生ぜざるを得ないのは、高い疾病率、死亡率であった。「イギリス病」ならぬ「ウィーン病」として有名であったのは飽食ではなく「結核」であった。住居の状態と疾病とは有意すぎる関連があった。天然痘、猩紅熱、はしか、ジフテリア、百日ぜきといった感染性の疾病による死亡率は、有産者の多く居住するウィーン第一区(旧市街)と、労働者街である第十区 ファヴォリーテン Favoriten では 1:3, 1:3, 1:20, 1:2 それに 1:7 と労働者街はそれぞれ著しく高率で(1878~1896 年の間をとった調査)、1903 年では同じく労働者が多く居住する第十六区 オタクリングと第一区を比較してみると、流行性疾患で 7 倍、結核で 5 倍の死亡率を労働者街区は示すのである⁹⁾。幼子死亡率も労働者区は悲惨であった。同じく 1903 年、ファヴォリーテンで出産数 4,910、うち死産 256、初年度死亡、1,163、オタクリングで出産 5,484、死産 375、初年度死亡 1,006、「栄養が悪く虚弱な母親は生きる力のある子供を産むことが出来ない¹⁰⁾」と評される。死産率それぞれ 5~2%、初年

度死亡率24~18%となるが、これを、ちなみに新しいウィーンのそれと比較してみると、1926~1932年の間の全市の初年度死亡率は、8%へと下がっている。(図5は全市の場合でも1910~14年死亡率は15%の高さだったことを示すが、労働者街区はそれより3~9%も高いのである。図6のポスターは新しい「赤きウィーン」の成果を誇示するものであるが、確かにこれは誇るに価する数字であり、事業であったと言わねばならない。)

ウィーンの大戦前の住居状況を語ってくれる古典とされているのは経済学者、オイゲン・フォン・フィリッポヴィッヒ(Philippovic, Freiherr Philippovic von Philippsberg, Eugen, 1858—1917)の「ウィーンの住宅の状態」であるが、そこから長文ではあるが引いてみよう。フィリッポヴィッヒは労働者住居へ調査に入つてそこからえた印象を総括して以下の如く報告している。

「住居は天候がひどい場合の覆い、夜には空氣、清潔、静けさを欠いた、人々が押しこめられている狭隘な空間のなかで、ただもう疲労しきった身体を休めるだけでしかない寝床である

にすぎない。この階級の生活は休みなく寝床と仕事場の間を往復し、疲れ果てるだけのそれだ。われわれが、健康な中産階級生活の基礎と見做すこと慣れているすべての物事が(ここには)全く欠如している、すなわち家庭の自立・独立した暮らし、日常生活の基本的欲求への特別の関心、病人や特に気をつけねばならない人々への関心、性を分けて礼節、礼儀を守ること、子供達から両親の性生活をかくすこと、休憩・休息時に子供たちに両親が教育上の配慮をすることなど(が全くない)。これらの住居はどんな悪いも休息ももたらさない。住居は仕事から帰ってくるものにとって何らの魅力もない。こうした場所に生まれ、あるいは沈みこんだ人々は誰であれ、身体的精神的に堕落し萎縮し果てるか、あるいは野蛮に育つてゆくに違いない¹¹⁾。」

以上見てきた劣悪を極めたウィーンの労働者住居の貧困さに対してウィーン市当局は、どういう姿勢で対処してきたのであろうか。1870年代すなわちハプスブルグ帝国下のウィーンの「創業時代」=自由主義的ブルジョアジーの全盛の時代に社会改良への努力を見い出そうとするのは全く無為なことであった。そしてそれか

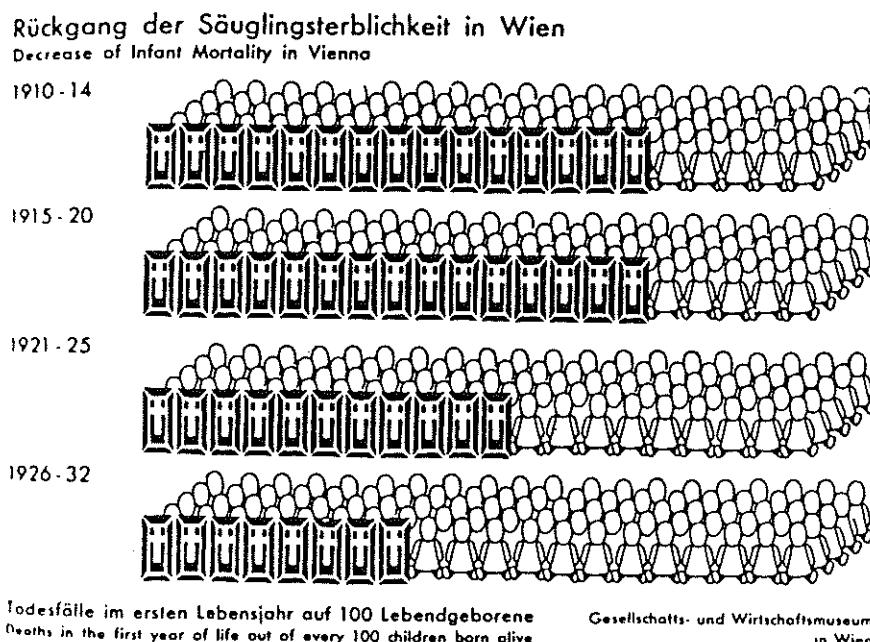


図5



図 6

ウィーンの公共住宅建設〔I〕(内田)

ら世紀末の97年、彼らに代わってウィーンの中
小ブルジョアジーの利益を代弁するルエーガー
(Lueger, Karl, 1844~1910)が市長に登場し
ても住宅問題には何ら実効ある処置、対策をほ
どこしえなかった。第一次大戦大戦中に造られ
た僅かの公共住宅も、電気、ガス、市電等の市
営事業に便宜なように従業員用に三千戸建てら
れた職住近接、当局用の住居にすぎず、住居は
公共の問題とは考えられず、市民なかんづく勤
労市民に健全な住居を準備し配慮すること、そ
れは市政当局の義務とは考えられていなかった
のであった。

市政当局はそうだとしても、市議会では市民
の要求、市民の窮状をどう考えていたのであろ
うか。ウィーン市議会は1900年の選挙改正まで
それぞれが1/3の議員を選出する三つのクーリ
エ（選挙区分）から成る封建的な身分制議会で
あった。第一グループは高級貴族、司教等、第二
グループは専門職、第三グループは下層中産階級
が選挙権を有していたが、ウィーン全体で有権者
は僅か8万3千名余にすぎなかった。1900年
の改正で第四グループが設けられ、選挙前の
三年間引き続いて居住したものすべてに選挙
権が与えられることとなったが、この第四グ
ループには、第一、第二、第三グループの有権者
も投票権が認め（二重投票権）られて含められ
るなど、その数的力を弱める工夫がこらされ
ている外、三つのグループがそれぞれ46名づつ
の議員を送るとされていたが、第四グループは
28万強の有権者に対し僅か20名が割当てられた
にすぎなかった。これでは労働者、勤労者の声
が市政に反映されるほど強くなりうるはずもな
かった。議会ではプチブルを代表するルエー
ガーのキリスト教社会党が圧倒的優位を占め、
改正後では158議席中136議席を占め、社会民主
党は2名のみであった。さらに驚くべきことは、
市議会議員のなかで家主＝貸借家屋所有を職分
とするものが過半数をしめ、区議会議員も同様
の有様であった。次表はそれを示している。

これでは勤労者住居の公的改善の努力が行わ
れる筈ではなく、市議会は「家主の議会」として、
労働者が軽蔑の目を投げる対象にすぎなかっ

表

年	年	議員数	うち家屋所有者 (Hausbesitzer)
市 会	1899	130	79
	1900	151	80
	1901	144	78
	1902	153	79
	1903	146	78
区 会	1999	297	169
	1900	296	159
	1901	311	166
	1902	338	177
	1903	418	204

(Teifen, S. 146)

た。1896年社会民主党は自治体綱領を発表し、
普選要求、ウィーンを「反動的」ニーダーエス
テルライヒ州議会から分離させる要求を提示
したが、住宅問題では ①5年毎に充分な住居統計
を出すこと、②科学の要請する建築、住居基
準を設けて健全な住宅の建設を促進するととも
に非衛生な住居の貸借を禁止すること、③定期的
住居検査、それに ④建築用地の確保と低廉な
住居の組織的建設をすすめることをあげて
いた¹²⁾。1912年市議会選挙を機に発表された自
治体政策綱領は、小住宅を含めた公営住宅の建
設をもとめ、住宅市場への圧力となるよう望んで
いた¹³⁾、が1911年の党大会で住宅問題が討議
された際に語られたように、住宅問題の最終的
解決は資本主義の克服後であると体制転換にウ
エイトがおかれ、それが党内の共通の理解だった
のである¹⁴⁾。オット・バウアーは自治体の独
自的な住宅建設を要求せよとする党の要求に疑問
符をなげ、以下のように発言している。

「われわれは自治体 (Gemeinde) に、住宅を
建設せよとする要求を提出している。しかし自
治体とは誰なのか？それは特権的な選挙方法に
よって選出された家屋所有者 (Hausbesitzer)
であって、彼らは商売で利を得ることしか望んで
いないのだ¹⁵⁾」と。自治体への期待をいまし
め、住宅問題、住宅費騰貴は偶然的所産ではなく、
ブルジョアがとってきた政策の歴史的産物
であり、力関係の結果なのであって、「この力関
係の転倒による以外には排除されえないの

だ¹⁵⁾」と警告するのであった。

さて、では市議会は、かくも圧倒的な家主階級の代表者を集めた議会は、住宅問題一般でどんな政策をすすめていたのであろうか。ウィーン市の財政による土地の取得、土地買収である。議会は市財政による土地買収を積極的に支援し、その結果1918年までにウィーン市は4,690ヘクタール、市面積の17%を所有する大地主となつた。これは何ら当時の状況では住宅問題にとってメリットにはならなかつた。何故なら市は公営住宅建設をすすめるつもりはまったくなく、買い占めた土地はそのために利用されるわけはなかつたし、むしろ逆に市による土地の買い占めは新しい住宅建築用に当てられるべき土地の縮小、したがつて土地価格の高騰、さらには建築事業の萎縮、家賃の更なる高騰に結果する。こうしてもっぱら市の支出は彼等の利益になるよう誘導された。土地の買収の他、地価・住宅費を高めるような支出、すなわち新道路建設、道路等の照明装置の設置等が公共事業として促進されたのである。

もっともこの支出は次のような高い評価を受けてゐる。『世紀末ウィーン』の著者、カール・ショースキーは、以下の如くこの期の市政を称賛して言う。少々長いが引用する。

「ウィーンを支配した自由派は、その最も成功した努力のいくつかを見栄えのしない土木工事に注人したが、これによってウィーン市は健康と安全とをあまり損なうことなしに、急速に増大する人口を収容することができたのである。彼等は驚くほどの素早さで、全世界を通じて拡大する近代的メトロポリスには共通な公益事業を開発した。数世紀にわたつてウィーンを悩ましていた洪水からこの都市を護るために、ドナウ河には水路が整備された。市の専門家たちは60年代には素晴らしい上水道を開発した。1873年には、最初の市立病院の開設とともに、かゝつて協会が慈善の名で果たしてきた伝統的責務を、自由派の市政当局は医学の名で引受けたこととなつた。肺病が労働者地区には問題として残つたけれども、公共衛生制度がおもな伝染病を駆逐した¹⁶⁾。」たしかに近代的大都市となる

ためのインフラストラクチャに精力的に資金が投入され、水路を延ばし遠くシュネーベルクから良質な飲用水をひいた上水道が設けられたのは確かに事実ではあったが、前にみたようにその水は労働者の一戸一戸には届かず、喧嘩、口論の種となつた共同水道栓の利用しか労働者には機会がなかつたし、疾病も労働者の下をなかなか立ち去らなかつたのである。ショースキーはさらに「公園や福祉設備や公共サービスの供与の点では、ウィーンの自由派は立派な記録を残している」とはするものの、労働者に向いた姿勢ではなかつたことを認めるざるを得なかつた。彼によれば、「これ(以上の事業)に比べると、後にウィーンを有名にしたあの都市計画の特徴—低廉な住宅供給と都市拡張の計画的企画—は、リングシュトラーセ時代には全く欠如していた。リングシュトラーセの計画は知的職業階層と富裕者層とによって支配されていて、もともとそれはこれらの人々の収容と栄光のために設計されたものであったのである¹⁷⁾。」ブルジョアの栄光の舞台としての都市、その象徴としてのウィーン旧市街を環状にとりまく通路(リングシュトラーセ Ringstrabe)が設けられ、この道路のまわりにブルジョアのためのアパートメント、当時の言葉で貸し豪邸(Mietpalast)あるいは住居用豪邸(Wohnpalast)が着々とたてられたのである。

さて、労働者の下へ戻ろう。リングの栄光が、彼らの貧困と対照的にいや増せばますほど、労働者・勤労市民一般にとって腹立たしさを増すものが市政当局の財政取支の有様であった。支出は前にその項目の二・三をみたが、その収入に目を転ずるとこれまた正しく階級的な色合い濃いものであった。市の収入のほとんどは彼らから直接、間接にもぎとつてゆかれたもので構成されていたのである。

戦前帝政時代のウィーン市の財政収入の源泉は、「全体の45~50%が家賃税、20%が市営の独占事業(水道、ガス、電気、市電)の利潤、およそ11~12%が肉、アルコール飲料、それに食料品等への税から、15%前後が事業税、残りは重要ではない各種の税から來ていた¹⁸⁾」のであ

る。家賃税、飲食品税、市営事業利潤、これら三者をたすと76~82%，つまり八割程度が一般勤労大衆から徴集されるのであり、ウィーン市はいわばリングシュトラーセの広汎な後背地及びそこに住む一般勤労大衆からかき集めてきた資金でもって、ブルジョア及び皇室、貴族の舞台たるシングシュトラーセを飾り、整備したのである。皇帝との対立で「虚名」をはせたキリスト教社会党のカール・ルエーガーは市長として、「大衆の最も重要とする一般的欲求に関連してウィーン自治体(Gemeinde)の独立を確実なものとした¹⁹⁾」と評価されているが、この文の後にはただちに「市の独占事業をつくりだすこと」と続く。皇帝及びBauerのいう「反動的」ニーダーエステルライヒ州議会からの独立に、なかんずく財政的独立にルエーガーがつとめた功績はあるとしても、その名声の陰で犠牲となり、捨石となったのはウィーンの勤労市民、とりわけ労働者だったのである。正に階級的な市政であり、市議会の構成、選出方法であったが、これを変えるには政治のあり方を根本から変える革命が必要であったが、住居問題、労働者の生活にとって最重要的問題、の解決、改善、是正の面でも又そうでしかなかったのである。

- 1) Renner, Karl, Oeffentliche Wohnungsfürsorge, *Der Kampf*, Wien 1911. S. 173.
- 2) *Die Wohnungspolitik der Gemeinde Wien. Ein Überblick über die Tätigkeit der Stadt Wien seit dem Kriegsende zur Bekämpfung der Wohnungsnot und zur Hebung der Wohnkultur*. Wien, 1926. S. 4 (以下WGWと略記する。)
- 3) Gulick, Charles A., Austria from Habsburg to Hitler. Volume 1. Labor's Workshop of Democracy. Berkeley and Los Angeles, 1948. P. 410. (以下Gulickと略記)
- 4) Gulick; P. 409.
- 5) *Wohnungspolitik*, S. 4.
- 6) Gulick, P. 412.
- 7) Gulickによれば、Bed tenantsは大戦前60,000~70,000人を数え、小住居の17%が家に他人をいれていたこととなる。「多くの場合、家庭の1人は彼と寝床を共に分かちあわねばならなかった。」Gulick, P. 412
- 8) Gulick, P. 415.
- 9) Teifen, T. W., *Die Besitzenden und die Besitzlosen in Österreich*. Wien 1906. S. 147
- 10) Teifen, Ebenda, S. 157
- 11) Eugen von philippovich, Wiener Wohnungsver-

- hältnisse, in *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, vol. 7(1894). S. 256 しかし、ここではGulickから重訳した。Gulick, P. 413
- 12) Seliger, Maren., *Sozialdemokratie und Kommunalpolitik in Wien. Zu einigen Aspekten Sozialdemokratischer Politik in der Vor- und Zwischenkriegszeit*. Wien 1980. S. 26f.
 - 13) Seliger, op. sit. S. 40.
 - 14) Seliger, op. sit. S. 44.
 - 15) Otto Bauer, Die Lebensmittelsteuerung und die Wohnungsnot, Rede an Parteitag 1911. Bauer, O., *Werksgabe*, Bd. 5. S. 46 Wien 1978
 - 16) シュースキー, カール. E., 『世紀末ウィーン』安井訳、岩波書店 1983. P. 45. Schorske, Carl, E., *Fin-De-Siècle Vienna. Politics and Culture*. New York 1980.
 - 17) シュースキー, 前掲書 P. 46.
 - 18) Gulick, P. 357.
 - 19) Kuppe, Dr. Rudolf; Dr. Karl Lueger. Wien 1947. S. 120.

III

オーストリア革命は、ウィーンの住居問題を改善する途を、二つの制度を変革することで開いた。一つは市議会選挙制度の民主化、すなわち封建的身分別選挙区制度を廃して普通選挙を導入したことであり、二つにはウィーンを、州として独立させ、立法及び行財政の権利を大幅に広め強化したこと、とりわけ地域的財政自主権を認めたことであった¹⁾。以下住居問題の考察に必要な限りでオーストリア革命前後の歴史をトレースしてみよう。

オーストリア皇太子をたおした民族主義者の銃弾が第一次大戦の砲火の口火となったのだが、戦争へ乗りだしたオーストリア・ハンガリー二重帝国は、社会民主党の参戦賛成の姿勢に助けられて開戦時は国内情勢も安定していた。しかし戦争が支配者層の予想に反して長期化すると、宿瘤の民族問題の一層の激化、国内の戦争目標の分解、国内の意識の四分五裂に悩まされることとなる。それに戦局の悪化が食糧不足と重なり、民族間の対立、社会的矛盾の深刻化が進み、1917年のロシア革命の報はこの動きに拍車をかけた。連邦化の要求から分離独立の激まで、帝国内の諸民族の政治的指導者はそれぞれ将来構想を内外に知らせはじめた。こうしたなかで食糧を求める一大

デモが18年1月ウィーンにはじまると、オーストリア中に拡がり、厭戦気分が昂ると共に、帝国内の諸民族の声も明確な分離独立要求となつた。18年10月ハプスブルク家最後の皇帝カールの諸民族の要求をうけいれるとする妥協、譲歩の宣言も効果はなく、チェコスロヴァキア、11月にはハンガリーと、新民族国家の独立が続き、オーストリアでも10月30日臨時国民議会が開かれ、社会民主党のカール・レンナー（Karl Renner 1870-1950）を首相とした「新政府」ができあがる。こうして十月末までに帝国の全住民はそれぞれの民族国家を樹立しドナウ諸民族の歴史的一体性とハプスブルク帝国の政治組織は最終的に破壊されたのである²⁾。11月11日カール帝は退位を表明、12日臨時国民議会は民主共和国を宣言した。以降社会民主党はカール・レンナーを首相に送って（1920年まで）サン・ジェルマン平和条約の調印・第二回総選挙による敗北まで、オーストリア革命を收拾する中心的役割を担うこととなった。

大戦と革命はウィーンの劣悪な住居事情にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。ウィーンの勤労者の一般的な住居形態であった小住居（Kleinwohnung）は1914年には空き屋率0.89%，ほぼ満杯の移動なしといった状態であったが17年には1.6%と少し余裕が出てきた。大・中規模のそれが4.33%，2.89%がそれぞれ1.07%，1.04%と逆に空き屋は少なくなり、この階層では住居難が増したことと考え合わせると、戦時中の住居の動きは勤労者に有利であったと言うことができる。しかし徴兵・出征で働き手を失った家族が田舎へ帰るといった事情、それに間借り人、寝台間借り人の状況に甘んぜざるをえなかつた収入の少ない青年層が軍隊へ引っぱられたという事情が、この空き屋の増大となつたのだとすれば、「賃貸し兵舎 Mietkaseren」から本物の「兵営 Kasernen」へ、あるいは塹壕へとうつされた人々にとってウィーンの住居事情のはんのわずかのゆとりが一体全体何のためになつたといふのであろうか。上・中階層のための住居の逼塞は、戦線の拡大に伴つて任地から官吏・軍人らが首都に引き揚げてきた

事情によるところ大であったが、敗戦間近それに諸民族の独立運動、国家形成が進行する18年秋ともなると実に一層激しくなり住居事情悪化の持続的要因の一つとなつていった。

空き屋が百軒に一軒では、住居不足が解消したとは勿論とても言えるものではなく、依然厳しいのであったが、戦争は別の問題をもたらした。働き手が兵隊にとられた家族は皆が皆田舎へ帰れるわけではなく、激減した収入で暮らさざるをえず、家賃の重荷は更に重みを増すこととなる、加えて食糧不足は高騰を生み、生活困難はいやすこととなる。家賃が支払えず、ウィーンの家主の戦前からの伝家の宝刀であった家賃不払いによる「立ちのき請求」が発動される機会がふえるという問題である。

銃後の家族の経済的困難が食糧不足・欠配・価格高騰によって加速・加重されて、しかも戦争が4、5年と続くと社会的不安は昂まらざるをえない。ウィーンの家主階層の悪評の大きな原因であった「立ち退き請求」の濫発はその爆発の口火になりかねなかった。ここで17年1月帝国内の地域的政令ではあったが、借家人保護の令が（Mieterschutz）出され、維持、管理、税等の費用の上昇分を上まわる家賃の引き上げを禁止し、立ち退き請求を出すことを禁ずる（但し家賃の不払い、住宅管理秩序の継続的無視、家主の住居として用いる場合には認められたが）旨が告示された。

戦局の悪化・物価騰貴・社会不安が急激にたかまつたため、政令は全帝国に一率に適用されることとなり、更に内容としても借家人保護の色合を濃くした、すなわち家主の個人的必要といった件ではその証明が求められ、家賃の引き上げも、維持・管理費の上昇をそのまま入れるのではなく、「適當なものでなければならぬ」と社会的含みをいれることとなつた。そして帝政も崩壊直前の18年末、五度目の改正が出て、家賃統制を逃れようとする家主のさまざまトトリックの穴が埋められた。借家人保護令はこうして厳しさを増し、財産権の保護の側面ではなく、借家人の生活権、社会福祉の面を重視する政令として戦前のウィーンの住宅をめぐる

階級の力関係を大きく変化させた。

敗戦・帝国の瓦解は前述した人々の移動を一層大規模なものとし、いわば人口移動とも言えるものとなった。下層労働者としてウィーンで働いていた諸民族の労働者（とくにチェコ人）は新しい祖国へ帰り、旧支配者層が、帝国の残余国として一挙に小国となったオーストリアへ戻ってきた。前者は多くが間借り状態にあったが、後者は家族づれであった。ウィーンの住居事情は全体としては悪化する一方であった。

悪化の第二の要因として働いたものは、兵役を解かれて、永年禁じられていた市民生活に復帰した、帰還兵達の結婚ブーム、そして新居、スウィート・ホームの要求である。ウィーンでは1914年年間2万2千組が結ばれていたが、15、16年には1万3千五百組にまで低下、それが20年にはねかえって3万台へ上昇する（表1参照）。

表1

年	結婚数	年	結婚数
1914	22,294	1919	25,049
1915	14,648	1920	30,132
1916	13,583	1921	28,208
1917	13,431	1922	26,734
1918	16,389		

出所 Gulick, P. 426.

それに、この表にはあらわれない「結婚」も存在する。すなわち教会あるいは国家等の承認・それへの届出を忌避した形での、戦後の新しい風潮・同棲があえてきて、表による新婚者数にまだかなりの数を加えるのである。結婚とともに新居要求は戦前の場合平均的に婚姻数の45%という数字が出ているが、これからみると19年から22年までの4ヵ年間で約五万戸以上が新規に、この要因だけで必要とされることとなる。

更に第三の要因は、大戦の間ほとんど新規住宅建設が行われなかつたことであった。

「民間の建設活動はすでに戦前から不充分であったが、戦争が始まるとゼロへとさがり、戦後ももはや活気をとりもどさなかつた。空家、

空住居はまづなかつた。大きな住居を分割することは、ウィーンの不充分な住居面積事情を考えれば言うに価するものとはならなかつた³⁾。」

第四の要因は、第三と関連するが借家人保護令によって家賃の重荷が軽減したので労働者世帯で間借りを補助財源としておく経済的必然性がなくなり、その分住居条件は改善されたものの、新規需要者にとっては以前より狭い市場となってしまったのである。

第五には高家賃のうまみが消滅したので新規建設は勿論推進されなかつた。

住居事情はしたがって民間によってではなく、公的な機関、公的な力によって改善される以外に途はなかつた。

革命はこの点に関して何を準備したであろうか。民主共和国を宣言したオーストリア（正式にはドイツ系オーストリア Deutsch-Österreich）では、19年2月、前年11月に制定された法にしたがって、性的差別のない普通成人選挙権にのっとった選挙が行われ、社会民主党が第一党となる勝利を得た。表2は選挙結果を示す。

表2

政党名	得票	得票率	議席数
社会民主党	121万票	14.72%	72
キリスト教社会党	106万票	35.94%	69
ドイツ国家党	54万票	12.36%	26
その他	?	10.98%	3

この選挙の結果引続きレンナーが首相となり、社会民主党は更に外相にO. バウアー(Otto Bauer 1882-1938)、軍事相にJ. ドイツチュ(Julius Deutsch 1882-1968)ら、重要なポストを掌握して、キリスト教社会党との連合政権(Koalitionregierung)を形成した。ついでながらこの期の大蔵大臣は、昨年生誕百年を祝された経済学者、J. シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter 1883-1950) であった。

レンナーは発足にあたって、政治的解放はいまだ途の半ば、事業の半ばにすぎず、あの半ば、すなわち国民経済の新組織づくりが残っているとのべ、財政を確実なものとし、国民の榮

養、健康の確保、とりわけ自由な労働者憲章の創造につとめることを課題とした。しかしチロル地方やアールペルク地方ら、ドイツ、スイスに接する地域では分離、併合要求運動が起り、首都との対立が顕在化し、外交面でも隣接する新独立国家との対立、葛藤が進んで、それら地域に依存する石炭・食糧の供給が絶え、食糧・燃料難がつづくなど、問題は文字通り山積した。とりわけ社会民主党が最後の頗みの綱としていたドイツとの併合が連合国側とくにフランスの反対にあって不可能となったこと、更にこれらの諸問題を一挙に解釈する鍵として「レーテ共和国 Räterepublik」すなわち労働者・兵士評議会国家を唱導するオーストリア共産党が労働者・兵士の間で一定の共感を得はじめ、もしブルジョアとの連合に縛りつけられ妥協を強いたら労働者の革命によって得た既得権の切り売りをしつづけるなら社会民主党に統一されていた労働階級の団結にひびが入り、ドイツと同様労働者・社会主義者の勢力が二分してしまうおそれが出てきはじめたこと、が社会民主党の指導部の動搖とその大衆的基盤の流動化をつくりだしたのである。ブルジョア（キリスト教社会党）との連合政権は20年7月にくだけ、選挙で示された政党の力量に比例した閣僚数で構成された選挙管理のための新内閣の下で、10月1日人民主権の民主主義共和国をあらためて宣言するとともに連邦国家であるとする新憲法を発表したあと、10月中旬総選挙が行われた。キリスト教社会党が勝利者となった。キリスト教社会党は10議席を新たに得て79議席（42%の得票率）、逆に社会民主党は10議席を失い、62議席となった。再度の連合政権は双方から言いだされもしなかった。こうして20年代社会民主党が権力ないし統治・管理能力を發揮しうる場は、首都ウィーンとなつたのである。

前述したように、革命のなかで四級選挙制は廃棄され、普選がウィーンにも導入されたが、この制度による最初の選挙が1919年5月に行われたが、社会民主党は165議席のうち100議席を獲得した。市政は彼らのものとなつた。

ロイマン (Jakob Reumann 1853-1925) を

市長に、3人の副市長のうち2名を社会民主党は送り出し、市政を執行する市評議会(Die Stadtrat)30名中20名を占めることとなつた。「巨大な水頭」と地方から嘲弄される首都ウィーンは、前にみた食糧・燃料難はとりわけ深刻で「ウィーンの森」の木々が切りたおされ、石炭にかわって市民の暖房用の薪に用いられる始末であったが、食料難・燃料難・住宅難等焦眉の急を告げる難問を解決する大課題と、戦時キリスト教社会党が戦争協力のため買いこんだ国債、それに市が発行した公債、市債等財政収支の大混乱と破綻を解決しなければならないといった宿題、これらを社会民主党はかかえこむこととなる。

それに入ってゆくのはここではやめるとしてここではまず、ウィーンとオーストリア全体との憲法的関係についてかいつまんでみてみるとする。

地方の分離主義的な動きは新憲法制定後も強く、翌21年4月に「国民投票」(Volksbestimmung)が行われねばならないほど、「水頭」の大食漢である厄介者ウィーンを敵視し、その力をそごうとする動きがブルジョアと地方の農民層で激しかった。連邦制が憲法に採用されたことはその端的な表現であった。憲法制定時点ではウィーンは革命前と同様ニーダー・エステルライヒ州に包摂された一つ自治体 (Gemeinde) にすぎないとされ、ウィーンはまだ連邦の州の地位は認められていなかったのである。しかしウィーンをかかえたニーダー・エステルライヒ州は実に残余国オーストリアの人口の半ばを占める大州であり、しかも1919年5月の選挙では州議会で社会民主党が多数を獲得し、州首相にゼーバー (Albert Sever 1867-1942) をいただくこととなって、ウィーン外の農業地帯の保守的な農民層から首都を州から切り離す要求が提出され、最高裁へと提訴されることとなり、その裁決の結果、分離の決定が進み⁴⁾、22年1月ウィーンは単独の州となり、ニーダー・エステルライヒ州から分離独立することとなる。前にみたダンネベルクの言う財政自主権がこれで得られたのである。ウィーンは連邦の一州であると同時に一つの自治体であることとなつた（州首

相と市長は、州議会と市議会はそれぞれ同一である。)

ウィーンの憲法上の地位について、社会民主党はどうみていたのであろうか。

近代的資本主義国家にとって当然の要請は単一中央集権・統一市場をそなえることであって、この国家内における生産力の上昇とその社会的矛盾の激化すなわち生産関係との矛盾の増大それが社会主義社会への移行の条件を作りだすというのが、社会民主党の綱領的理解であったから、党は連邦制ではなく統一中央集権国家形態を是としたのであったが、分離要求をも含めた他州のブルジョア、地主、農民階級の自治要求の前に連邦制を認めざるを得ないと考えたのである。すなわち、「連邦国家の管理は高くつくばかりか、『そもそも労働者階級の力はとりわけ統一国家(Einheitsstaat)で一層強固となるのであるが』、1918年11月を通じて諸州が手に入れたものを取り去ることは出来ない。それはただ『ブルジョア層とアルペン地方の農民の暴力的鎮圧によってのみ達成しうるのだから』」というのが党理論機関誌に出た確認であったといふ⁵⁾。連邦制への党の姿勢の転回は現実の事態に押されたものでしかなかったのである。もっとも連邦制が必至で、しかもウィーンが牙城ともなれば、ウィーンを州から分離し、一州とすることは党にとってウィーンの財政・行政をたてなおす点で有利であることは勿論で、市自治体又州として統治機構をそなえ、他州と同等同権の地位を得ることは社会民主党にとって当然の要求であった。憲法発足時にウィーンについての規定がいれられなかつたのはウィーンの領域が未確定だったからである（社会民主党はウィーナー・ノイシュタットを始めウィーンに隣接する工業地帯をウィーンに組みいれることを求めていた⁶⁾。）というのが、この問題を扱う党の責任者だったダンネベルクの説明であった⁷⁾。したがって憲法の改正は社会民主党にとって望ましいものであった。

後退のなかでの前進という訳であろう。すでに20年12月発足後二ヶ月目にダンネベルクは機関紙で、ウィーンで党が十二分に力をふるうこ

とのメリットを以下の如く強調して書いていたのである。

「社会民主党（が支配する）市政をブルジョア的な州政府から独立したものにすることはもっとも重要なことである。市政府の力をより大きなものとし、市政府自身が州政府となり、市・州の統治機構の管理をも社会民主主義的精神で遂行することは、ただ単にウィーンの労働者階級の利益だけでなく、ドイツオーストリア⁸⁾の全労働階級の利益でもある。何故ならウィーンは革命的発展の中心であり、またそうでありつづけるからだ。ウィーンの社会民主主義的市、州管理はその政策によって、他の諸州のなかにあって少数派として社会民主主義的立場のために闘う同志達に、例証、手本を与えるものとして影響を及ぼすことが可能となる。ウィーンのそれは彼らすべてにささえをあたえる。ウィーンの労働運動の運命は共和国全体の運動の運命である⁹⁾」と。

社会民主党は前にみたように、165議席中100名をとるという不抜の支持基盤をつくりあげていたから、ここは社会民主党の選挙戦での「城塞」であった。問題はこの「城塞」をダンネベルクの言うように、他州に対して模範となるような「実績」を積み重ねることによって「社会民主主義の城塞」にまで成長させることであった。「模範づくり」いわゆる「赤きウィーン」の建設のための大きな、そして決定的な、アルキメデスの「梃子」が、州政府の形で、彼らの手にゆだねられることとなったのである。

1) ウィーン州議會議長(Landtagspräsident)および社会民主党議員団長として戦間期のウィーンの政治を指揮したR. Danneberg (Robert Danneberg 1885-1942)は次のようにいっている。「ウィーンは市自治体であり、政治的地域であり、同時に州でもある。これは、ウィーン市議会に州議会として当然に他のすべての州議会と同様な権利を、とりわけ立法権、それが国会が保留するものないかぎりは、を認めているが故に重要である。ウィーンの租税はそれ故州議会としての市議会において決定される。(中略)

2) ウィーンがこうして広汎な自由と独立を得たことは革命期(Umsturzjahre)の社会民主党の政治の最大の成果のうちの一つである。このことは社会民主党の自治体政治、とりわけ新しい財政政策を可能と

した。」

- Danneberg, R., *Das neue Wien*, Wien 1920, S. 10.
- 2) 矢田俊隆, 「オーストリア・ハンガリー帝国の崩壊」, 岩波講座『世界歴史24 現代I. 第一次世界大戦』460ページ
 - 3) Die Wohnungspolitik, S. 10.
 - 4) Pfoch, Hubert, "Albert Sever", in Leser, Norbert (Hr.) *Werk und Widerhall. Große Gestalten des österreichischen Sozialismus*, Wien 1964, S. 394.
 - 5) Seliger, Maren: *Sozialdemokratische- und Kommunalpolitik in Wien. Zu einigen Aspekten sozialdemokratische Politik in der Vor- und ZwischenKriegszeit* S. 76.
 - 6) Seliger, op. cit. S. 75.
 - 7) Seliger, op. cit. S. 78.
 - 8) 前にも書いたように、まだ、この時点ではオーストリアはDeutschösterreichと自らよんでいた。
 - 9) Seliger, op. cit. S. 82.

IV

「住居不足、恐ろしいほどの住居の貧困と闘うこととは、新しいウィーンに於ける公共機関の最重要的課題となった。新しい市政当局は、住居問題の解決は全社会政策の軸点であり、ウィーンの復興は住居問題の解決と非常に密接に関連していることを認識していた。この思考に対応して、住居不足に有効に対処するためにはすべてのものが動員されることとなつた¹⁾。」しかし、すべてのものが動員されねばならないとしても、戦争終了直後の社会、経済構造の大変動が進行しているなかにあって動員しうるものには限られていた。

18年12月のウィーン家屋調査によれば空住居はわずか315、空屋率0.056%，これはどんなにひどい条件の住居であろうとともにかくみな利用されていることを意味した。この状況下では住居不足に対処する手段としては再分配、再利用の途しかなかった。1918年3月28日の借家人保護法は住居適所の他目的利用と住居の統合（数戸を改築して一戸とするなど）を禁止し、9月23日に出された法は家主に空屋状況を市住宅局に報告するよう要求していたが、これら帝国末期の混乱期に出された法が共和国となってから最大限に利用されることとなる。すなわち11月11日、国家評議会(Staatsrat)臨時政府とでも言うべ

きか）は空住居の徵用、他目的に利用されていた住居の強制徵用をきめ、一週間おいて戦時に軍事的經濟的福祉的目的のために貸りあげていた建物及び土地を徵發する政令をだすなど強制的手段によって住居あるいは住居適所を徵發し不足に対処したのである。こうした処置に加えて、ウィーン市は長期に渡る住居不足に強硬な姿勢を取り、空住居の「全面的な徵發」に乗り出し、更に「空部屋」の徵發をも始めたのである。空部屋とは、住居居住者の数+1を超える部屋をいい（3人で5部屋有る場合は一部屋が空部屋とされる）、この部屋に、住むに家なき小鳩・青天井の人々を割り当てることとし、これはこの徵用法が廃止された25年まで続けられた。この数はかなりのもので下記の表1がその数を示すが、平均して1室2人が間借風に住むとして、この処置でとにかく天井を獲得した人間は4万5千世帯、9万人近いと言えよう。

表1

年	徵發された住居数	年	徵發された住居数
1919	4,914	1923	6,014
1920	5,975	1924	5,068
1921	9,385	1925	3,290
1922	9,692	計	44,838

出所：『経済統計年鑑、1925』P 78

Gulick P 431より。

尚、Gulickによれば、1921年に徵發された部屋数は1921年では、26,671を数える。

しかしこの数を、住居不足の五つの要因のうちの一つ、すなわち戦後の結婚ラッシュの数字と比較してみるとこの努力も大して改善に資しなかったと言えよう。19年から23年までの結婚数の27%をカバーするだけなのである。

更に戦時中に政府が徵發した土地、建物それに兵営等の利用では、1919年から23年までに兵営の住居への改築で785戸、兵器貯蔵庫等の改築で515戸がつくりだされたが、5年で、1,300戸弱では²⁾、これも切迫した住居難には妙薬とも速効薬とも言えなかった。

これは非常に問題な措置ではあったが、建築

基準制限の緩和（地下室、屋根裏部屋を住居とすることを許可した），それに市税、住居税の30年間の免除の政令でもって、民間資本による新住居建設をうながす試みも、言うに価するほどの活気を民間建築、住宅産業資本に与えはしなかった³⁾。

もちろんこれら、市政当局による努力が課題の前に全く無力で空しかったのではなく、1924年市は、戦前の13年にくらべて、市の「住居なき人々の家」に収容される人々の平均数は46%減少したと報告することができた。けれどもこうした処置では限界は明白だった。大規模な住宅建築が始まられねばならなかった⁴⁾。

1921年4月、連邦住居団地基金と改称されて連邦予算から州、自治体に、住居建築に支出された額と同額の補助金が与えられることとなつた。しかし同年12月、連邦予算のなかから「生活必需品補助金」が打ち切られて雇用者が負担することとなることからはじまったインフレーションは⁵⁾、22年秋には最高点に達し、ドルとの交換率は14年にくらべて7万5千倍となり、物価は200倍となる通貨クローネの暴落ぶりであった。

連邦財政はこのインフレの嵐のなかで大赤字を計上することとなり、この建築援助基金全体で五千五百戸が二年間で建てられたのみ、ウイーンでは僅か308戸それに14戸の商店が22年秋までに、翌年夏までに123戸、合計431戸が建ったのみであった。インフレ終息後、借款に対し超健全財政が義務づけられ、国際的監視が強められて、こうした基金は縮小され、28年までにわずか総計して8,654戸がたったのみ、インフレ後の5・6年で3,000戸近くしか国全体でつくられたにすぎない。

ウイーン市は21年10月市独自の「住宅・団地基金」を設け、家賃税を住宅建築にふりむけることとしたが、劣悪な住居条件でしかない住居を3,600戸余を提供しえたのみであった。

しかし後の住居建築計画のために重大な準備、前提条件がこの期につくりだされたことは注目されねばならない。それは土地の確保である。すなわちインフレーションの間に、直ちに

住居建築にあてることのできる、かなりの規模の土地を市は購入するとともに、建築資材工場の入手、あるいはその合理化をもすすめたのである。

さてこのインフレーションはどんな影響を住居あるいは家賃に及ぼしたのであろうか。全体として、「インフレーションは（ウイーンの）大多数の人々にとって住居支出の一層の引き下げにとはたらいた。オーストリア国会のブルジョア諸党によって、住宅所有権（家主）の圧力の下で、数次にわたって強要してきた借家人保護法の緩和の後でさえ、1931年の家賃は戦前家賃の約20%でしかなかった。その家賃の外におお住宅管理（上下水道、照明等）が支払われねばならなかった⁶⁾。」

この家賃の激しい下落（もちろん所得に対する割合であるが）は、「個々の家主、グループとしての家主層に対する借家人の大半の積年の敵意から涙よりもむしろ掲采をつくりだした（Produced more cheers than tears⁷⁾）」のであった。

維持、管理、補修費もまかなえないほどに急激に低下したクローネは、しかし家主層に涙だけをもたらしたのではなかった。彼らにもインフレの「恩寵」の一部は下されたのである。前にも述べたように、戦前家主の所有する住宅の半ばは抵当に入っていたり、家主の支出のうち22-24%は、家屋を抵当に借りた資本の返済にあてられていて、抵当に入っていた家屋資産額は家屋評価額の半ばにまで昇っていたのであったが、「ウイーンの家屋群の抵当権は貨幣価値の下落（1金クローネ=14,400紙幣クローネ=1.44オーストリア・シリング）によって完全に意味のないものとなつた⁸⁾」のであった。

家主は高い家賃による高収入のうまみを失ったものの、返済の重荷をまぬがれただけでなく、所有する家屋、住宅は100%彼らのものとなったのである。

しかしインフレは家賃部分のもたらす重さを軽減したとしても、インフレはやはり労働者にとって痛く作用するブーメランクであった。賃金だけでなく住居でもある。インフレーショ

ンによる減価は家屋・住居の居住条件の悪化と結びつく、何故なら借家人保護法、又制定後の法改正によって、借家人は家賃引き上げを不満とする場合に家賃課に訴え調停を求めることができたが、もちろんこれには数週間、数ヶ月がかかり激しい物価上昇のなかにあっては成立、妥結した調停額はもはや何の意味もない、又痛手とならなかったから、家賃の引き上げはままならず、それで管理・維持・補修の費用は支出されないで補修は放棄されたからである。「実際のところ、借家人は雨風よけ程度であればただ同様で暮らせたが、住居の維持管理ははなはだ危機に瀕することとなった¹¹⁾。」

家賃の引き上げを妨げている借家人保護法は家主層そしてその政治的代弁者であるキリスト教社会党の憎惡の的であり、撤廃は理想として、せめて「改正」をと、彼らの試みは執拗であった。そこから家賃引き上げのための法案が提出されることになるのだが、社会民主党は当然にこれに反対、国会での長期にわたる交渉の結果、インフレが峠をこえた22年12月7日、新家賃法が、戦前のそれとは違って金額を明示しないで発布されることとなる。新法によれば、家賃は四つの要素から成ることになった、すなわち①基本家賃、②維持管理費、③共通費、④家賃税部分である。

基本家賃は戦前家賃の50%とさだめられたが、14,400倍のインフレを考えれば、家賃は実際のところこの部分では1/28,000に引き下げられた。維持管理費は(現実の経費を考慮して)戦前家賃の150倍にさだめられたが、ここでもチェックとして提訴、関係諸機関によるチェックとして提訴、関係諸機関による調停が認められ、③、④はそれぞれ実費をあてることとなった。家主に対するチェックとしては、さらに立ち退き要求権が厳しく制限され借家人保護の大原則は強固なままであった。

しかしインフレ終息後の調整デフレ、財政の切りつめ(官吏の人員整理、公的事業の縮小等)は労働者の家計にきびしく、22年から23年にかけてオーストリア全体で12万の失業者が20万台へと激増し、これが以降定着するのであるから、

事実上ただであった従来の家賃部分が、②③④の実質部分の引き上げを認めることによってかなりの程度の引き上げと感じられ、労働者は不満を声高く語りはじめ、社会民主党指導部はこの不満に対し劣悪な住居条件の改善のため認めねばならないと説得にこれ努めねばならなかつた¹²⁾。

新法は期間をきめていなかったので、以降オーストリアは最も厳しい借家人保護が実施されている国となった。そもそも基本家賃部分が零にひとしいものと定めた法がキリスト教社会党によって是認されたのは驚きであるが、これには二つの理由が考えられる。まず第一に、前述したようにインフレのおかげで家主は抵当にはいっていた物件をタダ同然で手に入れたのであり、減価で反故となつた国債・公債所有者にくらべればはるかに有利な地位にあったのであるから、もし戦前並みの家賃を認めるとすればブルジョア内部での公正を欠く結果となり、党内の反目、混乱をひき起こすこととなるからである。それに「戦前規模へ家賃を単純にひきあげることだけでも、家屋所有者は2、3年間の家賃収入で家屋の全購入額を手に入れることになつただろう¹²⁾」からである。

第二の理由は、家賃の引き上げが労働者の賃金引き上げ要求となり、賃金上昇一製品のコスト高となって、輸出に大くを依存する(70%)オーストリア産業とオーストリア経済をあやうくすることが危惧されたからであった。ウィーン市の、もう幾度も引用した『ウィーン自治体の住宅政策』と題する小冊子はその「国民経済的必然性としての借家人保護」という章で、オーストリアだけがとりわけ厳しい法をもつづけている理由は国民経済的なものだ(したがって労働者だけの利益のためではない)として以下のごとく説明している。

「オーストリア産業はその生産物の70%を輸出にふりむけている。オーストリア産業は、たいていもっと良く組織され、技術的にみて素晴らしい装備をそなえ、低利子で支援され、おまけに関税障壁でまもられた国内市場で生存能力を保証された世界の他の国々の産業と競争裡に

ある。狭隘で貧困化し戦争に激しく震駭されたオーストリアとは全く違うのである。この国は今なお食糧需要分さえ充分につくりだしえない。一部では、山がちなオーストリアのせいでもあるが、辛抱強い労働と資本のより大なる投入によって農業の近代化がつづけられねばならない。(中略)(オーストリア産業の製品)輸出が滞ったならば、われわれは必要な生活手段さえ購入することができないし、その結果は測りしれない失業の上昇、そして更に完全な経済的崩壊であろう。そこから明らかとなるのは、われわれの競争力は、他の工業諸国よりもより低廉である低賃金によってのみ保たれているということである。オーストリアの賃金は決して高くない。賃金は生活に必要にして必然な限界内で動いている。生活必需品、衣料費等の費用は削減は無理である。賃金からはぶかれうる唯一の要素、しかも労働者、事務職員の能率を低下させることなくはぶかれうるもの、それは住居費である。戦前には労働者の賃金の25%を住居費はのみつくしていた。小さな、劣悪な住居のためにまるまると25%もある(Ein volles Viertel für eine kleine, schlechte Wohnung!)。借家人保護によってこの部分は意味なきほどにまでさがった。平均して賃金のたったの2%であるにすぎない。借家人保護が廃止されれば、賃金は急速にたかまらざるをえないだろう。この国の運命がその維持にかかっている輸出産業では賃金上昇は、上述した不利な生産諸事情を考えれば、借家人保護の廃止で必然的となるような、そのような高い割合には決してならないであろう。労働者の食糧、衣料は言うにたるほどに引き下げるることはできない、まったく不可能である。それ故に借家人保護は今日のオーストリアの最高の経済的命令(das höchste wirtschaftliche Gebot)である(傍点・本文)。ここで問題となっているのは国民経済である¹³⁾。」

輸出製品の価格競争で他国と対等ないし優位な地位を占めうるのは、経費の節約つまり賃金部分の低廉それもその一部を構成する住居費、家賃部分の低さにおいてのみという主張であ

り、したがって労働者の利益だけでなく、国民经济すなわちブルジョア全体の利益もかかっているというわけである。

低家賃はしたがって国民经济的要請であるとするのが、社会民主党の主張であったが、低賃金を維持するのはブルジョアにとって利益であり、家主層すなわちブルジョアジーの一部の犠牲によって総資本の安定が得られるすれば廃止によって強力な労働者階級と組織力に富んだ社会民主等を刺激して再び激動の時を迎えるのは愚というものであったろう。

しかし維持管理、それに家賃税と必要経費のみしか手に入らないのであれば、家主の側から、住居資本=民間資本の側から新規住宅建築、それも住居不足に充分に対応するほどに大々的な住宅建築を期待することはできない。ここから前にもふれたように、新しい途・方策が考えられねばならなくなるのであるが、民間・私的資本が乗り出さないとすれば当然に公的資金がそこに投げられねばならない。連邦の側では財政立て直しに国際的監視の目がつき、クローネからシリングへの通貨の移行、外債による財政健全化、支出削減に追われこの余裕はなく(前述したように住宅基金による建設は以降僅かでしかなかった)、勿論それに家主層・ブルジョアの利益に反する途に尽力する筈もなかった。したがって、公的資金による住宅建築計画の実施は社会民主党が市政を統轄するウィーン市が、ウィーン市当局がすすめねばならない。住居の大々的な建設、連邦に依存するのではなく、自前の手段による建設、それが課題であり、この分野こそウィーンで権力を行使する社会民主党の「ロードス島」であった。

- 1) *Wohnungspolitik*, S. 10.
- 2) *Wohnungspolitik*, S. 12.
- 3) Ebenda, S. 12.
- 4) Gulick, P. 432.
- 5) Hautmann, Hans u. Kropf, Rudolf : *Die österreichische Arbeiterbewegung vom Vormärz bis 1945. Sozialökonomische Ursprünge ihrer Ideologie und Politik*, Wien 1974, S. 128.
- 6) Riemer, *Ewiges Wien*, S. 40.
- 7) Gulick, P. 440.
- 8) Riemer, op. cit. S. 40.

- 9) Gulick, P. 441.
 10) Gulickによれば借家人の支出は顕著な増加をみた。この改正が実施されたのは、1923年2月1日からであったが、「この月住居費支出は先月が(1914年を1として)166であったのに対して346にあがった。これは1923年2月(14年を1として)9,601に達した一般生活費項目と比較すればとるにならないものではあったが。」Gulick, P. 443.
 11) Gulick, P. 443f.
 12) Danneberg, *Das neue Wien*, S. 54
 13) *Wohnungspolitik*, S. 30f

V

ウィーン市庁は1922年5月1日を期して家賃税を設け、住宅、団地(Siedlungswesen)の建設費にあてることとした。これに市債、それに連邦からの援助金を合わせて窮屈した住居不足に対応しようとしたのである。しかし、1922年に建設したのは、僅か658戸の住居、7ヶ所の作業場(Werkstätten)、三軒の事業所(Geschäfte)にすぎなかった¹⁾。もっと大規模な建設事業が必要だった。

1923年2月1日から家賃税に代わって、市収入を増すことが期待される新税、住居建設税(Wohnbausteuer)が設けられた。新税は目的税で、専ら住居建設、それにかかる公債の支払いにあてられることとされた、がこれとても1923年に建設しえた住居数、2,256戸にすぎず、前年の結婚数26,734と対比すると(勿論これは新規需要にすぎず累積した住宅要求申請者はこれをはるかにうわまわるのだが)焼け石に水の感があった。

ここに登場したのが5ヶ年で25,000戸を建設するというウィーン市議会の決議であった。この決議は9月21日に採決されたが、これは国会総選挙投票日の丁度1ヶ月前にあたり、強烈な「選挙ぶくみ」の、ウィーン市議会を牛耳る社会民主党の選挙公約と言ってよかったです。しかもこれは同年7月、キリスト教民主党の党首I.ザイベルの借家人保護法再考発言への痛烈なしつべがえしでもあったのである。ザイベルは、家主階層、つまり小中ブルジョアを自己陣営内につなぎとめようとして、借家人保護法の改正、住宅、住居に自由競争市場原理を導入すると、表明し

た。ザイベルは保護法は永久に続くものではなく、「昔は必要だった、が私の判断ではもっと早くに、戦争終了直後に、廃止することが出来る筈のものであった。(中略)確かなことは、多くの住居のない人々がいて、何千人もが鉄道車輌にすんでいたといった事態をもたらしている、大変な住居不足は、住居及び家賃に関する法律において戦前に存在していたような諸法に近似した諸条件に復帰しないかぎりおさまらないことである。(中略)このため、今日、過去と同様必要としているのは民間のイニシアティヴである。公営化、家屋財産の社会化は助力となるものではない。(中略)私の確信にしたがえば、新議会の最初の課題の一つは、早急に住居家賃規制をかえることではないが借家人、家主と協力して、この分野で正常な条件に復帰することが出来る、そうした基準をうちたてることである²⁾」と、借家人保護法攻撃を選挙公約としたのである。

社会民主党は勿論ただちにこの問題発言を取りあげ、ザイベルの勝利は、保護の廃止、戦前条件への復帰、すなわち15,000倍もの家賃となるのだと反撃し、保護法の存続か廃止かが選挙の争点として大キャンペーンを張ったのである。「大変巧妙にそしてしつこく、社会主義者たちは10月21日の選挙を借家人保護法に関する国民投票に転換しようとつとめた」と、グリックはまとめている³⁾。この反撃の大キャンペーンの最後の仕上げこそ、「2万5千戸の住居建設」の公約だったのである。住居建設5ヶ年計画という訳である。

劣悪な戦前の住宅条件への復帰か、それとも低家賃の公営住宅か、の争点では、話は決まっていた。3分の1以下におい込まれること必至とされていた社会民主党は、逆に4割台にあと僅かまでに上昇した(投票率では20年の35.99%から23年は39.60%、議席率では20年の37.7%から23年41.3%にまであがった)。借家人保護法維持、戦前条件への復帰拒否は、党の勝利の基礎であり党の財産であったと言えよう。

選挙には勝利した、が問題は公約の実現であった。ところが、ウィーン市の五ヶ年計画は

超過達成、それも一年をあましての実現であった。われわれは、この計画の実現過程を、そしてどんな住居が建築されたのかを見てみることとしよう。

まず計画の実現に何より前提されねばならない与件とは土地の確保であるが、前述したように、低家賃、高利子率の存続する条件下地価が激落していたので、市庁は土地への課税を高める政策でこれに拍車をかけ土地の手ばなしをさそい、ひそかにそしてたくみに土地の買い込みを進めていたのである。1924年の終わりまでに市は733万平方メートルを入手、25年には131万9,000平方メートルを加え⁵⁾、戦前キリスト教社会党下のWien Gemeindeが所有していた4,690ヘクタールに、この社会民主党の買い入れ政策で1929年終わりまでに、それは8,206ヘクタールとなり、「この最後の数字は市の総面積の約30パーセントに当たる⁶⁾」までとなった。土地政策は完全に成功し、建設の基盤は堅持、確保されていたのである。

では窮迫した住居不足に対応する計画の目標とは何であったのだろうか。何よりも要請されていたのは供給される住居数量であった。しかし市当局、社会民主党の住宅政策担当者にとってそれだけでは単なる戦前の「ウィーン病」の再来を結果するにすぎないと考えられた。

「新建築物のための原則は当然に出来る限り健全で実際的な設備をもった住居を創りだすことである。居室に直接陽光それに空気が入ることが目標である。数百もの住居をもつ非常に壮大な建築物は決して荒涼とした借家バラック(öde Mietkasernen)といった感じであってはならない。それらは上品な設計物、そして見るに値するものでなくてはならない。それらは低い水準にあるウィーンの住居文化を引きあげるものとなる⁷⁾。」廊下からの採光、換気に依存した戦前の状態は一掃されねばならない、「ウィーン病」を作りだす環境、条件を根絶しなくてはならない、というのがダンネペルクを始めウィーン市政の責任者の立てた大原則であった。健全かつ健康な条件を備えていること、ここから更に建蔽率を原則的に50%以下とし、大

建築物の場合には壮大な中庭(Hof)を設え、陽光、換気の用をたすばかりでなく、子供たちの遊び場、それに成人、老人達の休憩の場所を提供すべきものとされたのであった。なかには、浅い水場が設置されて、夏には水あそび場、冬にはアイススケート場となり、その中庭には勿論木々、花壇の縁を配慮していた⁸⁾。

更に共同施設として400戸を越す建築物では近代的な蒸気洗濯機、乾燥機を備えた洗濯室が、それに戦前では労働者にとって全く接しえなかった種類の施設、すなわち入浴、シャワー施設が設けられた。それに前述したように、Karl Marx Hofのような大建築物の場合、保育園、医療施設、図書館等の施設、それに日用品をあつかう売店、消費共同組合施設が考えられていた。

しかし、こうした健全かつ健康な設備を設け、良好な環境をつくりだす努力と、入居を持っている大量の住居窮乏者を出来るかぎり多く居住させねばならないという要請との間にあって、そのしわ寄せをこうむったのは個々の住居、すなわち住居面積であった。計画実施当初、三種類の大きさの住居がつくられたが、それらは住居に利用しうる、内のりの面積で、僅か38平方メートル、45平方メートル、48平方メートルしかない狭隘なものであった。それらの平面図は図1、2、3、4で示されている⁹⁾。

日本風に言えば、図1は1K、図2は1DK、図3は2K、図4は2DKとなろうが、第二次大戦後の日本の公営住宅、昭和24年(1949年)の公営住宅

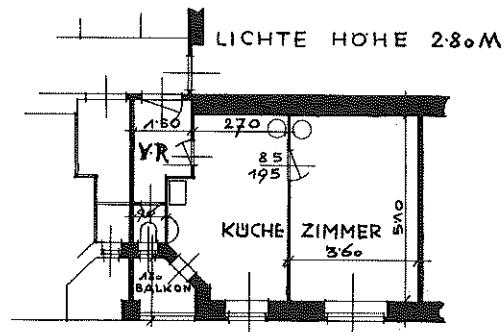
Wohnungstype: Ausmaß 38 m².

図1

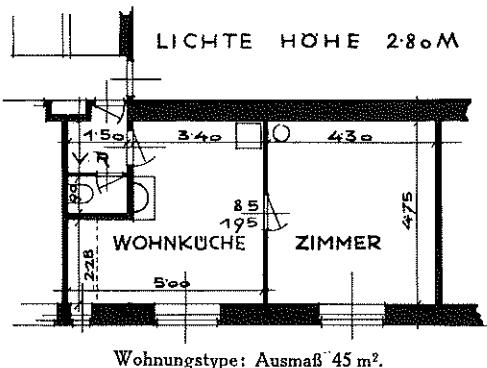


図2

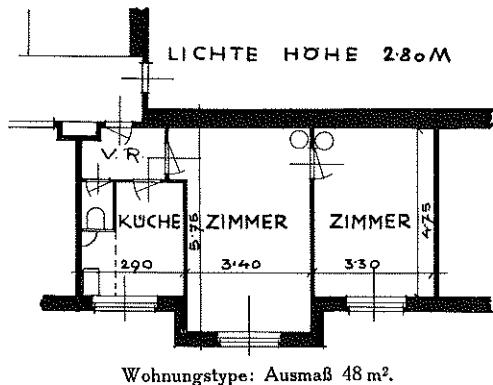


図3

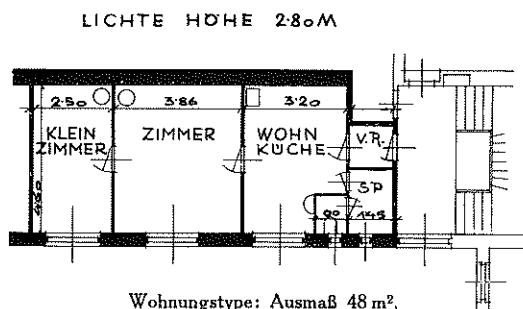
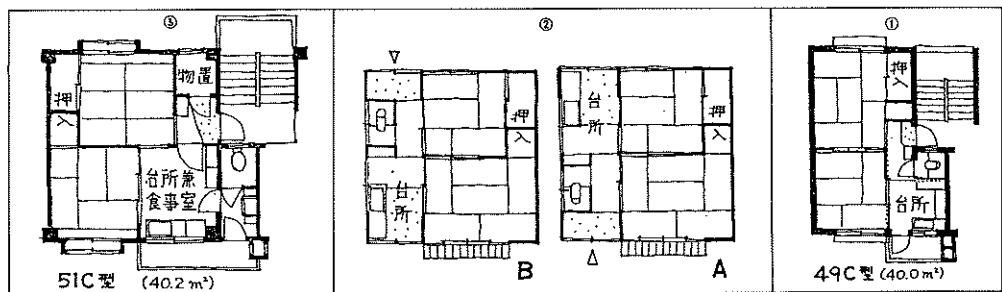
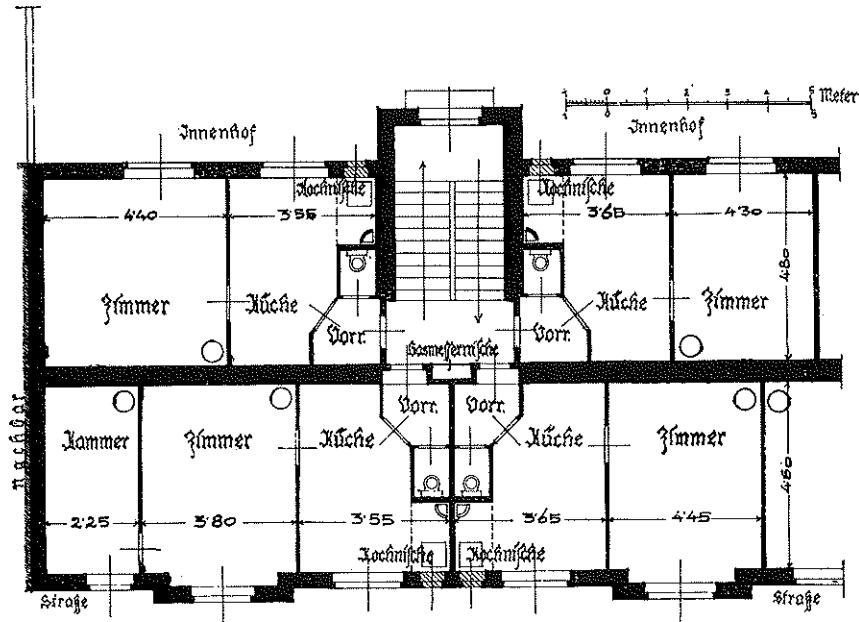


図4



出所：鈴木成文「ダイニング・キッチン」『女の戦後シリーズ41』『朝日ジャーナル』1984.1.13

図5



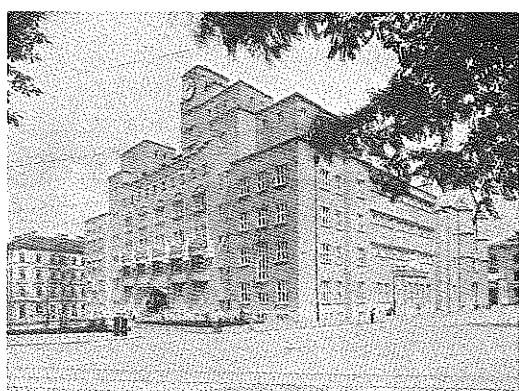
Wohnhaustype der Gemeinde Wien mit direkt belichteten und belüfteten Wohnräumen, Küchen mit Kochnischen, überlichteten und direkt überlüfteten Aborten und zwischengeschalteten Vorräumen.

図 6

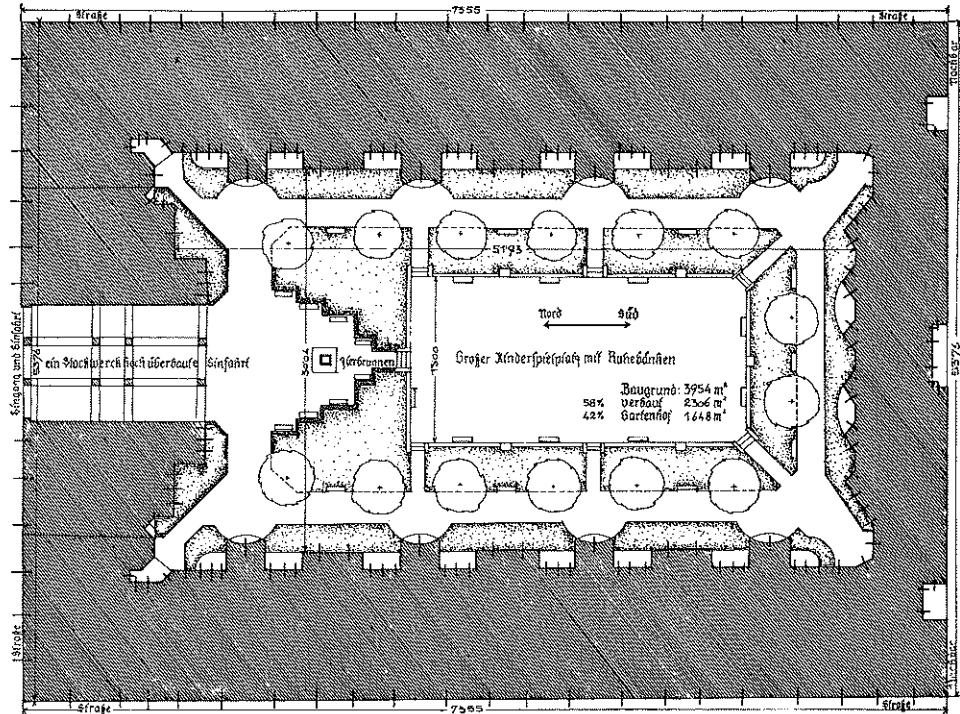
た。その家賃決定にあって考慮されたものは①経営費（水道超過使用料、下水道料、煙突掃除費、階段照明費、保繕）、②建物一中庭（清掃）維持費それに③管理費であって、建築にあたって支出された費用（土地、建築費用）は一切家賃にふくめられなかった。したがって家賃は大たい一平方メートルあたり月にして15グロッッシェン、平均約住居を 40m^2 として計算すると600グロッッシェン、Schlingに換算して僅か6Sch.でしかなかった。それに家賃税が精々1S50gから、広くても2S50g、総計しては狭い住居では7Sで住居支出は済むのである。不況期が続いた20年代の低賃金事情を考えにいれても7Sは破格の安さである。何故なら例えば1925年のウイーンの労働者の週賃金は化学工業の非熟練労働者の場合32シリング、低賃金事業に入る建築業のセメント工でさえ22歳以上では37シリング¹²⁾であるから、月当たりそれぞれ128S、148S、家賃部分は5%から4.7%を占めるにすぎないからである。

1923年から27年までの第一期五ヶ年計画で建

てられた住居の75%までが 38m^2 最小のものだったとしても、また浴室を欠くものとしても、不満を買うものではなかったであろう。それにウイーン市は公衆浴場として、カラカラ帝のそれとまでは言えないにしても、壮大な記念碑的な建築物 Amalienbad（写真）、それに数多くの水浴場、巨大公営住宅（人々はこれを Super-blocks と呼んだが¹³⁾）には浴室が前述したようにもうけられていたのであるから。



Amalienbad



Gärtnerisch gestalteter Innenhof in einem Wohnhaus der Gemeinde Wien, X. Bezirk,
Quarinplatz.
Arch. Siegfried Theiss und Hans Jaksch.

図 7

公営住宅建築は、ウィーン市の戦間期の転換点となった1927年に一つの退潮期を迎える。第二の退潮期は大恐慌の到来した1930—1931年であったが、その建築活動は下にみる通りである。

この表が教えるように郊外に建てられた家族家屋(Einfamilienhaus)も1割にみたないが、存

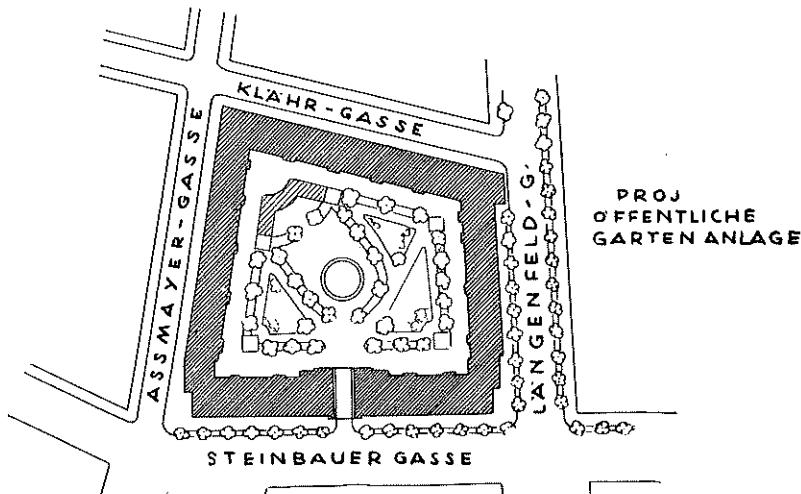
ウィーンの公営住宅建築活動(1920~1933年)

年	住居総数	郊外小住宅
1920~23	2,950	1,422
1924	2,478	975
1925	6,387	380
1926	9,034	486
1927	6,753	89
1928	4,584	458
1929	5,003	239
1930	6,575	601
1931	6,180	283
1932	5,098	277
1933	3,625	47
総計	58,667	5,257

出所: Gulick, P. 450

在はしていて、その場合でも大ていは今日でいうテラスハウス形式のものであった。これらは郊外団地形式で設けられ市の所有地に協同組合方式で市の資金それに住居者の自己労働賃金でまかなわれた。この場合でも居住面積は大ていは40m²、二階建てで69m²にすぎなかつたが、野菜作りに利用しうる庭があり、平均して敷地は200m²であった¹⁴⁾。当然のことながら郊外と言えども水道、電気が利用しえたが、大団地でなければガスの便はなかつたし、市街に近い場所は市の下水道に結んだ水洗であったが、多くは泥炭処理・堆肥にまかすことで解決しなくてはならなかつた¹⁵⁾。

市内の公営住宅群の便宜はないにしても自然そのものに囲繞された環境ははるかに健康にして健全であり、E. ハワードの『明日の田園都市』の影響をうけて、都市づくりの理想は田園住宅と当時されていたので、ウィーン市当局があまりに市街地住宅に力点をおくことに非難が寄せられた。がこれに対する市当局の対応は経済的



Beispiel einer Randverbauung mit Gartenhof. Wohnhausbau XII. Bezirk, Klährgasse—Längenfeldgasse—Steinbauergasse.
Arch. Karl Ehn.

図 8

にはこれしかないという見解を守ることであった。われわれは市の声をここでしばらく聞くこととしよう。

『ウィーン市の住居政策』(1926)は、「2万5千戸の国民住居(Volkswohnung)計画は田園都市の形態で実現させられえなかつたろうか」と題する一章を立てて、多階建築造りを批判し田園団地をすすめる声に答えて、「自明のことながらウィーンにとっても田園団地、1戸建て住宅は望む価値のあるものである」と認めるものの、パリ、ベルリン、ブタベストにみるように大都市はそれを認めないとして以下の如く説いてゆくのである。すなわち庭付きの個人住宅は、大都市の労働者、事務職労働者の経済力をはるかに超えているし、郊外と都心を結ぶ交通網が欠如していて郊外に住居を大量には設置しえない。

この克服のためには巨大な資金が必要であるが戦後のオーストリア、ウィーンにこの余裕はなく、それにそもそも庭付き一戸建住宅200m²、付帯する道路、広場を加えて300m²として計算すると750万m²にのぼり、到底ウィーン市の所有する土地ではまかないえない。土地入手に要する費用、それにガス、電気、上下水道を架設する費用の交通諸手及の費用(鉄道、道路)は膨大な額にあるであろう。

これらから、緊急な助けを必要とする住宅困窮者に応えるために、市は入手しえる土地、そしてすでにガス、電気、水道などのインフラストラクチャが容易に利用しうる交通に便宜な土地を確保し、又そうした土地を利用してことで学校、市場等の公的設備の新設費を節約し、田園にかわって広い中庭つきの住居群を供給することにしてきたのである。「住居不足を取り除きうるのは、ただ厖大な住宅必要者に対して多階建築物の健全な住居を提供することによってのみである¹⁵⁾」というのが結論であった。(続)

- 1) Die Wohnungspolitik, S. 14.
- 2) ザイベル、「来る選挙の意義」、『帝国通信』1923年7月25日、Gulick, op. cit. P. 462f.
- 3) Gulick, op. cit. P. 463.
- 4) Gulick, op. cit. P. 690.
- 5) R. Danneberg, *Die Sozialdemokratische Gemeindever-Waltung in Wien*, O. J. Berlin, S. 39.
- 6) Gulick, P. 457.
- 7) Danneberg, op. cit. S. 39f.
- 8) Die Wohnungspolitik, op. cit. S. 23.
- 9) Wohnungspolitik より
- 10) Wohnungspolitik より
- 11) Die Wohnungspolitik, S. 28.
- 12) Wirtschafts—Statistisches Jahrbuch 1925. Wien S. 120. 122.
- 13) Holzbauer, W., *Die Wiener Gemeindebauten der ersten Republik*, in *Zeitgeschichte*. Wien 1973. 1. Jg. S. 10.
- 14) Wohnungspolitik, S. 48.
- 15) Wohnungspolitik, S. 50.

